

産学官連携リスクマネジメント（技術流出防止マネジメント）実務者研修会

事前アンケート 集計結果

国立大学法人三重大学 地域イノベーション推進機構 産学官連携リスクマネジメント室

調査期間：平成28年10月5日～平成28年10月20日

回収率

		対象数	回収数	回収率
全体		54	45	83.3%
内 訳	中小規模国立	25	23	92.0%
	大規模国立	7	4	57.1%
	私立	16	14	87.5%
	その他	6	4	66.7%

中小規模国立： 中小規模国立大学

大規模国立： 大規模国立大学

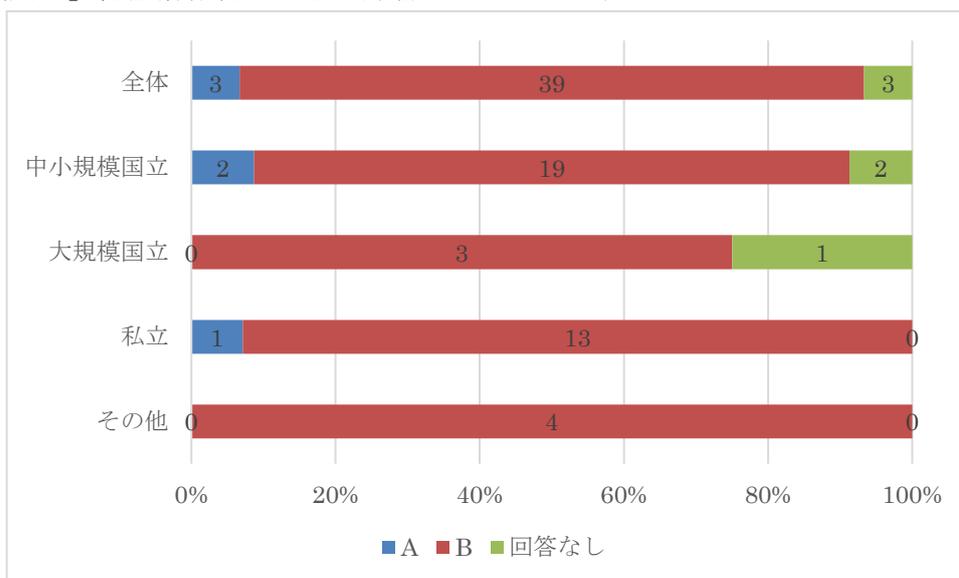
私立： 私立大学

その他： 公立大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関

※中小規模国立大学と大規模国立大学は、分科会の参加希望に基づいて分類しています。

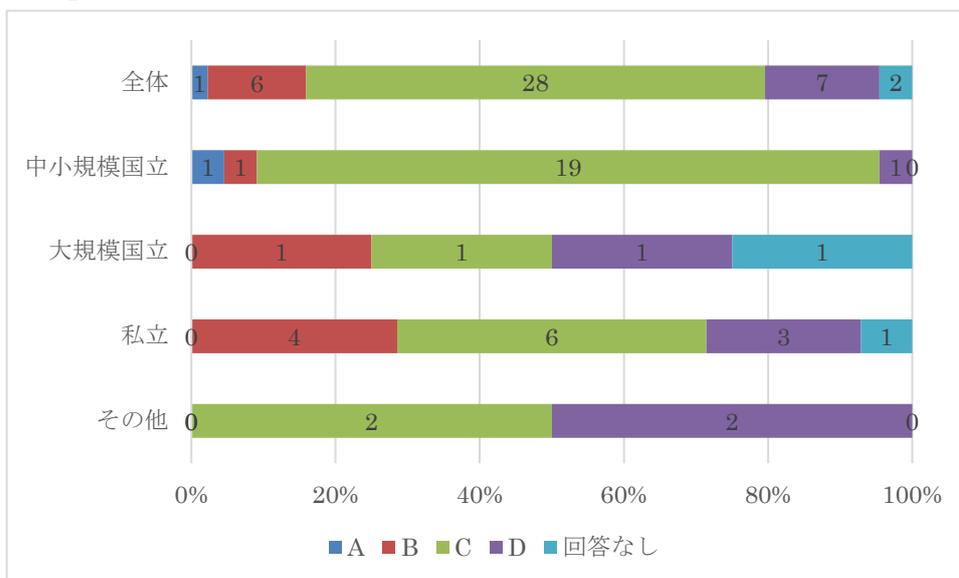
【1】秘密情報管理体制を整備するとすれば、どのような方針で管理されるかについて伺います。
 (すでに整備されている場合は、現状についてご回答ください。)

【質問1】秘密情報管理をどの部署が担当されますか？



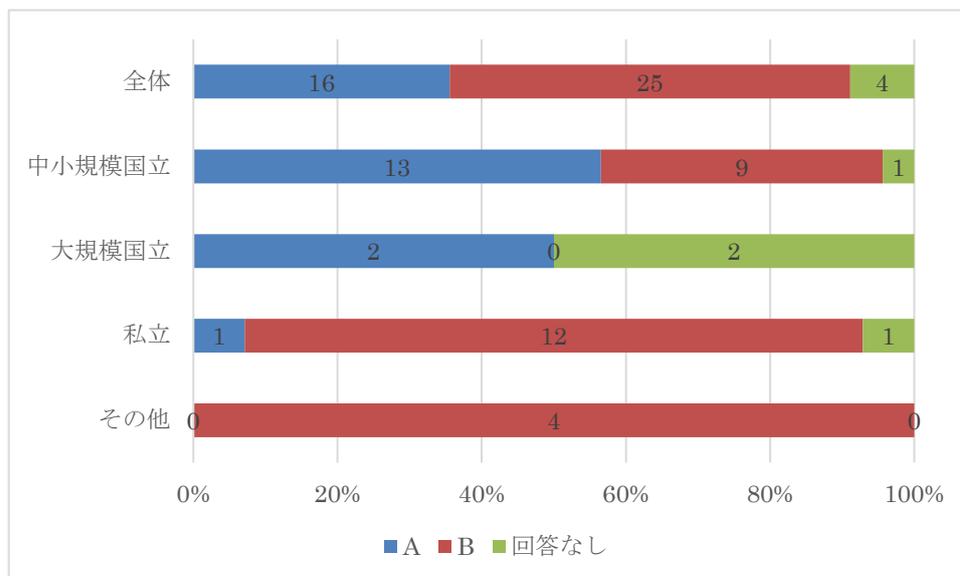
- A. 新設する
- B. 既存の部署で対応

【質問2】どこまでの範囲の秘密情報を管理対象とされますか？



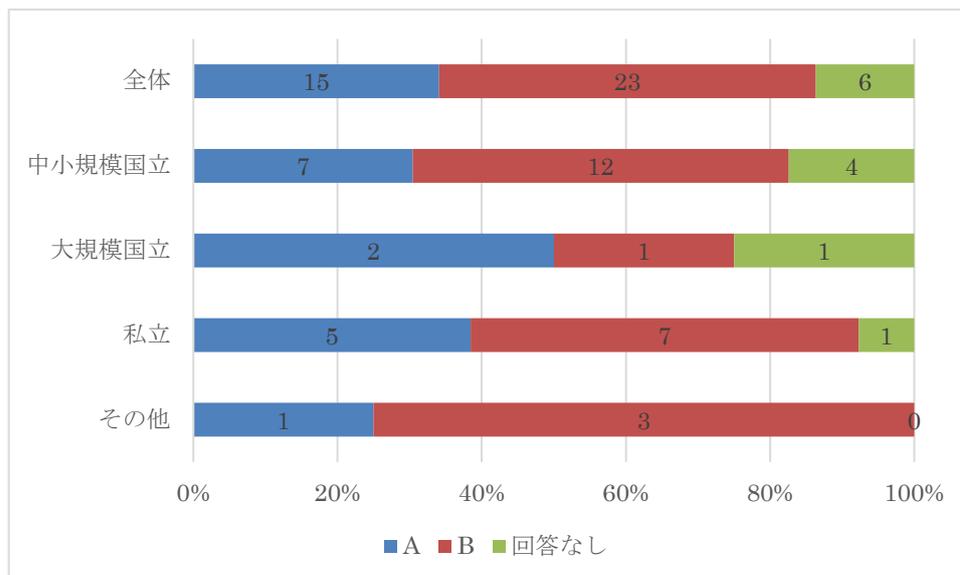
- A. 産学官連携に関する秘密情報に限定し、貴学の研究者が創出した情報のみを対象とする。
- B. 産学官連携に関する秘密情報に限定し、外部機関から提供された秘密情報および外部機関と共同で創出した情報のみを対象とする
- C. A. と B. の両方を対象とする
- D. 産学官連携とは直接関係ない秘密情報も含めて対象とする

【質問3】 不正競争防止法に定義される営業秘密相当の秘密情報と、それ以外の（一般的な）秘密情報とを区別して管理されますか？



- A. 区別して管理する
- B. 特に区別せずに管理する

【質問4】 秘密情報の重要度に応じて管理方法に濃淡を付ける管理は可能であると思われますか？



- A. 思う
- B. 思わない

A. 理由・具体的な方法等

<中小規模国立>

- ・濃淡管理を行わなければ、対応仕切れない。
- ・人的・予算的に濃淡をつけて管理せざるを得ない。
- ・ガイドラインに示す秘密レベルの識別により濃淡管理可能な体制としている
- ・秘密情報には多様な種類があり、求められるセキュリティレベルが異なるため、重要度に

応じて情報管理者は管理方法を変えて管理しなければならない。

- ・学生がアクセスすることを考慮すると、可能というよりも、濃淡管理は必要だと考える。大学の研究者が創出した秘密情報については、「厳秘」「秘」の2分類・外部機関が関与する秘密情報については「機密」「厳秘」「秘」の3分類とし、学生がアクセスできる範囲を限定する他、物理的管理にも差をもたせる。

<大規模国立>

- ・社会的背景、外部環境を鑑み、可能かどうかではなく、どのように機能させるかがポイントとなる。具体的には、等級管理で、人的、物理的管理で差を設けて検討中。

<その他>

- ・重要度に応じた注意喚起の文書を管理者に交付することで対応できるのではないかと思います。

B. 理由

<中小規模国立>

- ・統一的な一元管理が望ましいと考えているため
- ・情報の重要度をレベル分けするのが難しいため
- ・大学研究における技術範囲が広く、また営利活動に有用となる技術(情報)未知数であり、重要度を判断できないため。
- ・濃淡を区別することが困難なため。
- ・わからない
- ・重要度が低い場合であっても、秘密情報に変わりないため
- ・そこまで配慮する余裕がない
- ・濃淡を付ける必要はないと考えるため
- ・当事者の認識が双方で食い違うことがあるので
- ・作業が繁雑になる可能性があるため

<大規模国立>

- ・重要度の解釈に個人差が生じると思われるから

<私立>

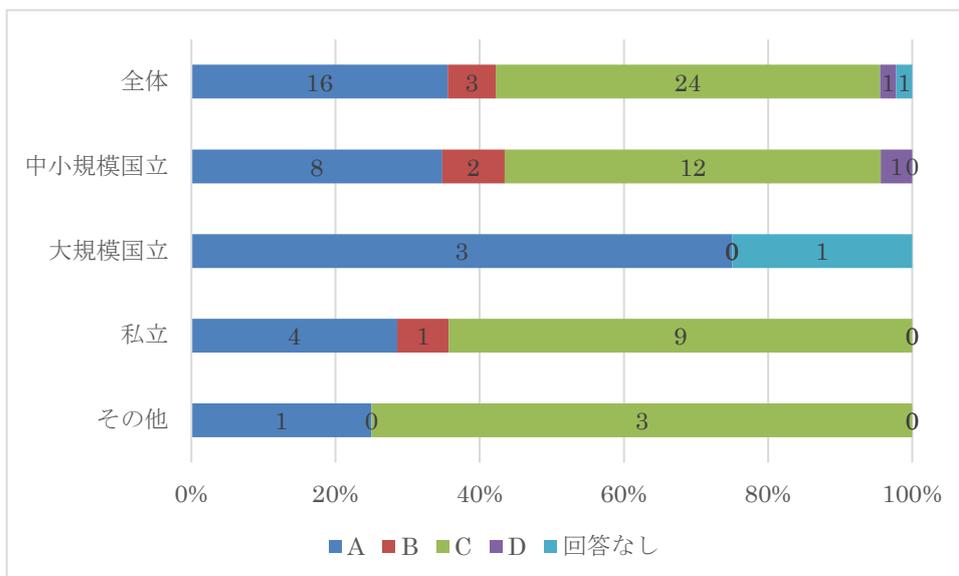
- ・専門知識を有した教職員がいない。
- ・最初から管理を難しくすると実行できない。
- ・そもそも秘密情報の管理という概念が徹底されているか不安ですので、濃淡まで理解が及ぶか難しいところです。
- ・情報の重要度の分類を設定することが困難と思われる
- ・現状で一括管理でよいと思われる。

<その他>

- ・重要度の区別、情報の区別が困難な場合がある
- ・件数が嵩むと秘密情報の重要度の濃淡で管理を分けることは難しく秘密情報は対象企業・教員毎で大きく分けるほうが実務上やりやすいと考えております。
- ・秘密であることは変わりがないため

【2】企業との共同研究に参画する学生の取扱いについて伺います。

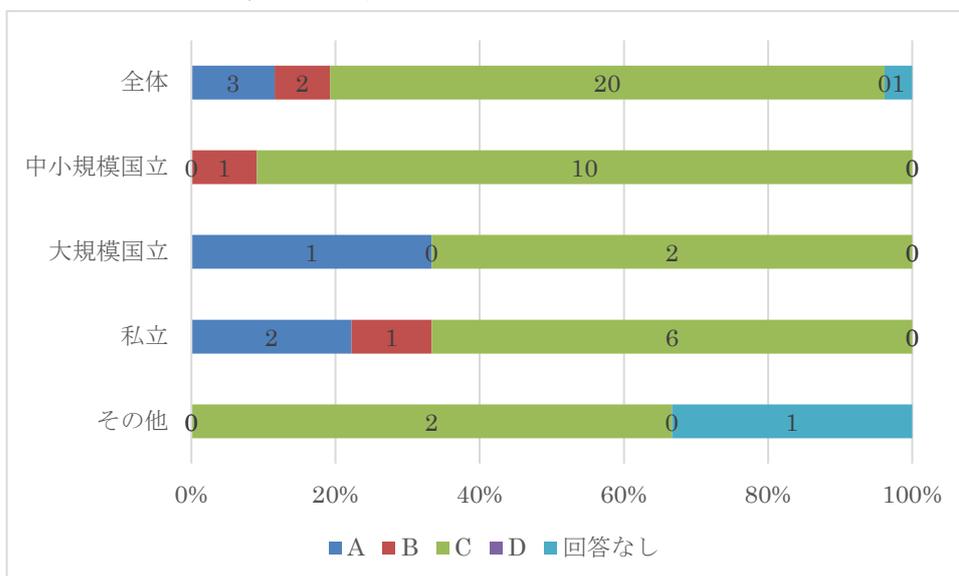
【質問1-1】 学生が秘密保持義務を負うことについて、規程等に定めていますか？



- A. 定めている
- B. 検討中
- C. 定めていない
- D. 学生には秘密保持義務を負わせない

【質問1-2】 ◆◆【質問1-1】で「A」、「B」に回答いただいた大学に伺います◆◆

学生が秘密保持義務に違反した場合の罰則を定めていますか？



- A. 定めている
- B. 検討中
- C. 定めていない
- D. 学生には罰則を課さない

A. 具体的な罰則内容

<大規模国立>

- ・学生の懲戒等に関する規程において退学等を規定している。

<私立>

- ・罰則はないですが、損害が生じた場合は賠償責任を負っていただいています。
- ・学則及び学生懲戒規則の定めによる

B. 具体的な罰則内容

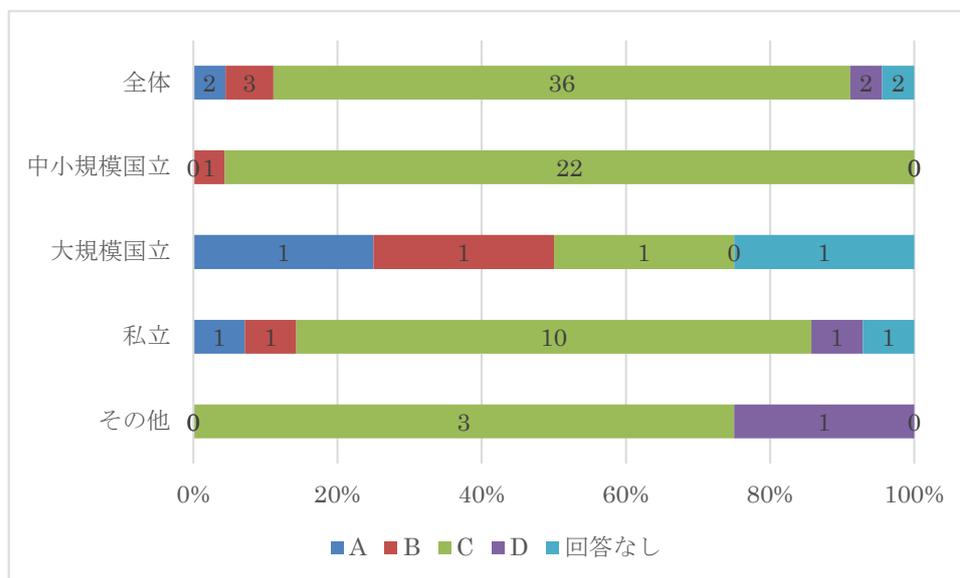
<中小規模国立>

- ・「学則」「大学院則」「学生の懲戒に関する指針」で読む予定。罰則内容は戒告相当

<私立>

- ・現在検討中の秘密情報管理規程内で規定

【質問2】 秘密情報への学生のアクセス権について、アクセスできる秘密情報の範囲を規程等で定めていますか？



A. 定めている

B. 検討中

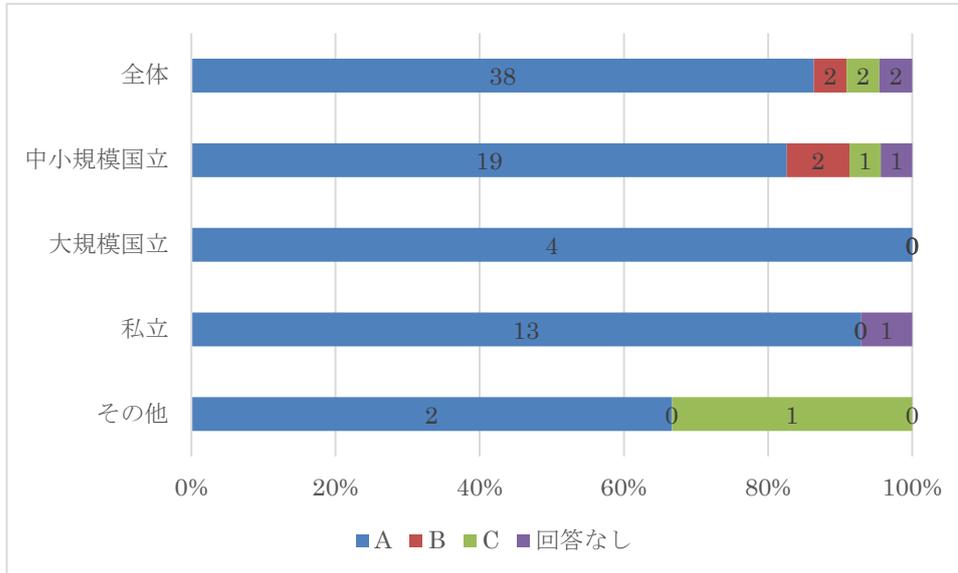
C. 定めていない

D. 学生には秘密情報へアクセスさせない

【3】企業との共同研究に参画する学生へのインフォームド・コンセント【※】について伺います。

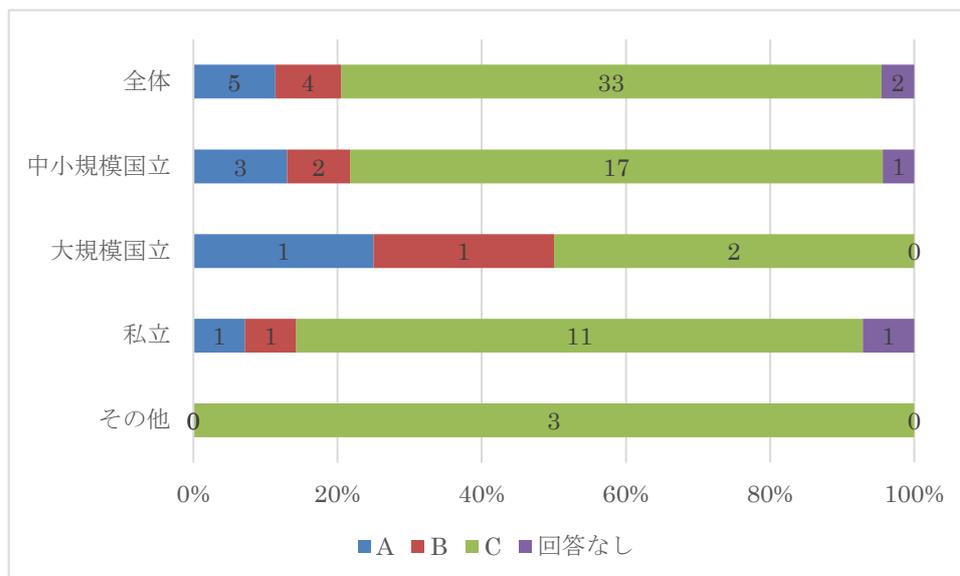
※ 共同研究に学生が参画する前に、当該学生に対して、「秘密情報とは?」「秘密保持義務とは?」「共同研究には契約が存在すること」「共同研究契約に秘密保持義務が存在すること」「共同研究に参画することのメリット」「同デメリット(秘密保持義務を負うことのデメリット)」等を十分に説明し理解させた上で、参画するか否かを選択させることをいいます。

【質問1】当該学生へのインフォームド・コンセントを誰が行っていますか?



- A. 研究代表者・指導教員が多い
- B. 産学官連携部門・知財部門のスタッフが多い
- C. その他

【質問2】 学生へのインフォームド・コンセントに関して、その手順・内容等を明文化していますか？



- A. 明文化している
- B. 検討中
- C. 明文化していない

A. 内容を具体的に

<中小規模国立>

- ・学生から内容を記載した誓約書を取っている。
- ・研究担当理事の重要通知
- ・「秘密保持誓約書の取扱いの手引き」に記載されている。

B. 内容を具体的に

<中小規模国立>

- ・チェックリスト化し、共同研究申込時または学生の参画前に研究代表者へ送付。内容確認・理解した旨を研究代表者・当該学生連盟で返送してもらうシステムを考えている。

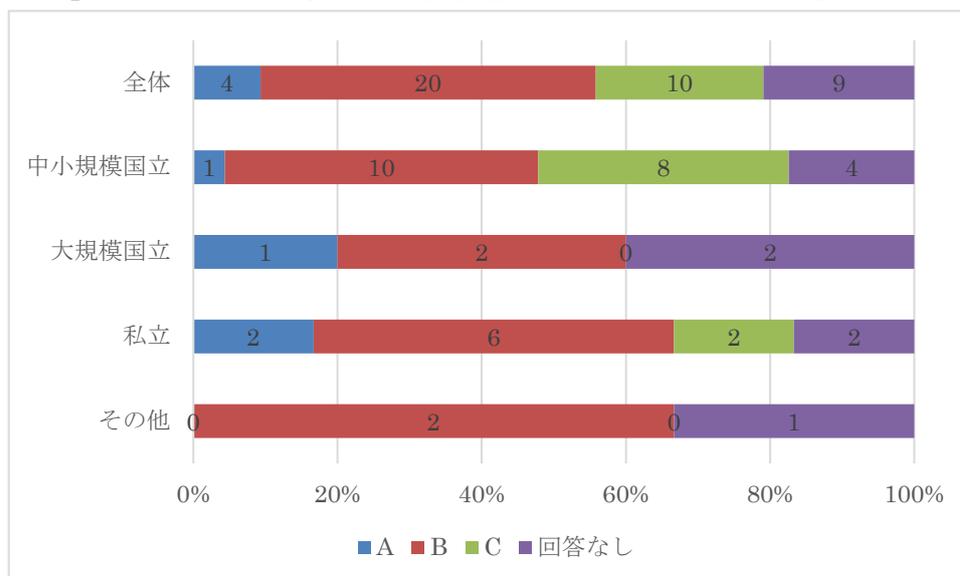
<大規模国立>

- ・チェックリスト化し、共同研究申込時または学生の参画前に研究代表者が記載管理するシステムを検討中。

<私立>

- ・現在検討中の秘密情報管理規程内で規定

【質問3】 学生に対して、秘密保持義務を負うことのデメリットを伝えていますか？



- A. 必ず伝えている
- B. 場合により伝えている
- C. 伝えていない

A. 内容を具体的に

<私立>

- ・就職活動の際に面接官から共同研究等の内容を尋ねられても、詳細を話すことはできません。詳細を話さなければ就職活動に差し障りがある場合には、就職活動前に、就職活動でどこまで話して良いのか、研究相手先から了解を取ることが必要です。また、卒業した後であっても、秘密保持義務の存続期間中であれば、共同研究等の内容を外部に話すことはできません。

B. 内容を具体的に

<中小規模国立>

- ・研究代表者・指導教員に任せている
- ・研究代表者、指導教員に一任している
- ・就職活動等において当該義務に係る研究内容を自己アピールとして公表できない点
- ・研究代表者・指導教員に一任
- ・産学官連携部門・知的部門のスタッフが関与する場合は伝えている。就職試験や就職後(新人研修や配属先)への影響など。
- ・担当教員の判断に委ねている。
- ・教員から伝えているので、どの程度伝えているか事務では把握できていない。
- ・教員にまかせている

<大規模国立>

- ・相手企業が株式公開企業の場合

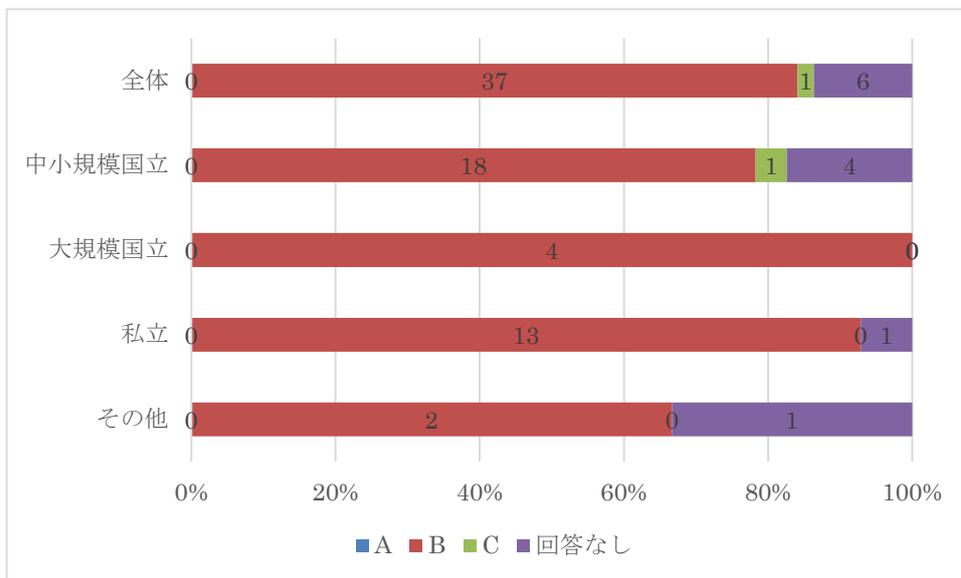
<私立>

- ・教員の意識の違いによる
- ・契約上、学生に秘密保持の必要が生じるような場合など
- ・教員の理解度に寄るところが大きい
- ・実習中の個人情報取り扱い など
- ・学生への説明は研究者に任せていますので、どの程度伝えているかは不明ですが、伝えている事が多いのだと思います。
- ・秘密情報の漏えいなど問題が起きた場合に疑われる対象となり得るので留意して行動するよう注意喚起する

<その他>

- ・指導教員より説明しているという認識です。
- ・就職先が共同研究の競合先の場合

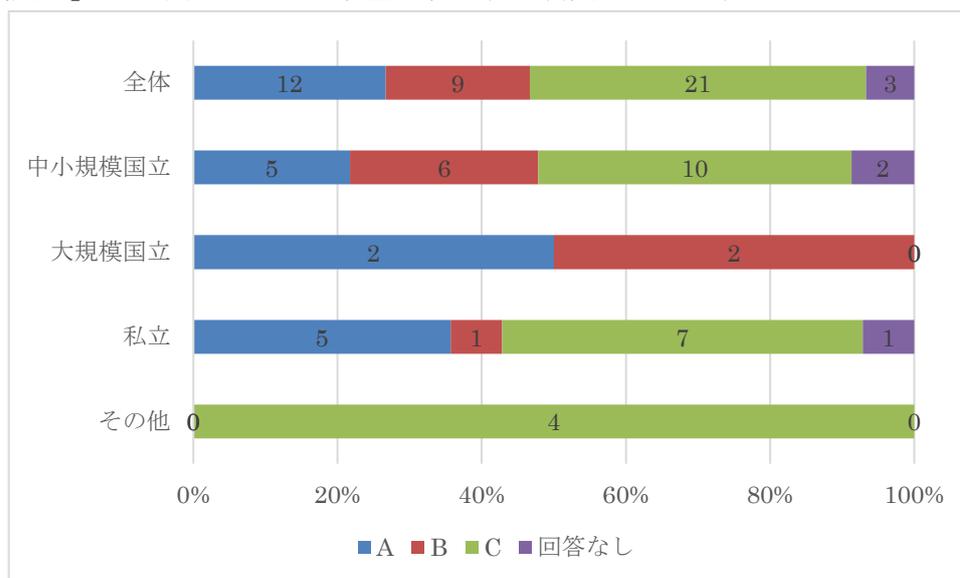
【質問4】 インフォームド・コンセントの結果、当該学生が共同研究への参画を拒否や辞退したケースがありますか？



- A. ある
- B. 把握している限りでは、ない
- C. ない

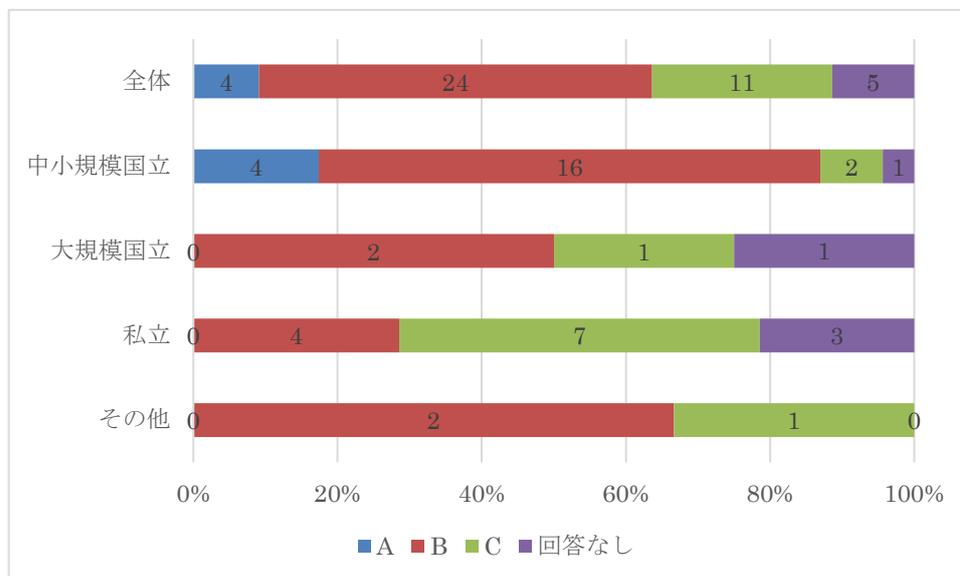
【4】「共同研究において学生を雇用することにより、学生の秘密保持に関する諸課題が解決する」との意見があります。それについて伺います。

【質問1】 共同研究において学生を雇用する制度がありますか？



- A. ある
- B. 既存の規定で読み替え
- C. ない

【質問2】 雇用によって、学生の秘密保持に関する課題が解決すると思われますか？



- A. 思う
- B. まだ課題がある
- C. 思わない

A. 理由

<中小規模国立>

- ・雇用することにより、大学職員となるため
- ・学生が違反した場合、就業規則等により罰することが可能であるため。

B. 内容を具体的に

<中小規模国立>

- ・秘密保持を課せられた学生の就職活動に影響を与える可能性があると考える。
- ・雇用契約・秘密保持契約を結んでいても、例えば就職や論文発表等で漏えいする可能性はあると思う。
- ・教員の認識が甘く、後にパワハラと訴えられる可能性がある
- ・形式上はクリアできても、実運用上、特に就職時の制約は困難。
- ・最終的には産業界の理解が必要。
- ・学生は教育が本分であり、雇用の定義に当てはめることは難しい
- ・大学としては、契約によってしぼりをかけることになるが、学生がどの程度守るか（意識があるか）は疑問
- ・就業規則に期限なしの秘密漏えいに関する服務規程はあるが、就職後の遵守にやや不安が残るため
- ・営業秘密に関する知識を教えていない
- ・雇用契約そのものが直接の解決とはならない。学生への教育と指導する立場の研究グループ長等への啓発による意識向上が欠かせない。
- ・就職の選択肢が狭まる可能性があるため。
- ・学生の認識不足・企業が本当に安心するか
- ・最終的には産業界の理解が必要。例えば、秘密義務を負った学生が競合企業（仮にX社）への就職を希望することを制限はできない。当該学生がX社の就職試験や入社後において守秘義務を明示した場合、それが試験結果・配属・勤務評価に影響しないのか？

<大規模国立>

- ・産業界の理解が必要。例えば、守秘義務を負った学生が競合企業（仮にX社）への就職を希望することを制限はできない。当該学生がX社の就職試験や入社後において守秘義務を明示した場合、それが試験結果・配属・勤務評価に影響しないか不透明である。

<私立>

- ・基本的に職業選択の自由など大学が教育の受益者である学生に配慮すべき事項と相反する。また、現状では、それを考慮しても義務を課すに値する職（身分・報酬）を準備できない。少なくとも、通常の研究室活動の中で研究を行う限りは解決できない。
- ・インフォームド・コンセント無き雇用がありうる
- ・学生の意識だと思います。研究者とあわせて倫理教育が必要であると思います。
- ・教職員ですら秘密保持体制が管理されていないので、雇用のみですべて解決できるとは考えておりません。

<その他>

- ・雇用される側に義務が生じるが、認識を改めてもらう研修等が必要ではないか
- ・雇用されるといっても職員と学生では立場が全く違いますので、雇用をすることのみでは解決にはならないだろうとおもいます。学生は数年後に必ず大学を離れるという前提がありますので、大学を離れた後についてもアカデミック・ハラスメント等にならないように注意をしながらしっかり規定をする必要があると考えます。

C. 理由

<中小規模国立>

- ・学生が課題を意識していない。
- ・学生の行動は個別の事案により異なるため、一律の形態で解決するとは思えない。

<大規模国立>

- ・業務内容によって、接触する情報が変化するため、統一の対応が図れない。(学生の秘密保持に関する課題である「研究成果を発表する自由との両立」、「就職活動への影響回避」などは、授業料を納付して教育サービスの提供を受けるという学生の立場自体に由来するものであり、雇用によって解決されない。)

<私立>

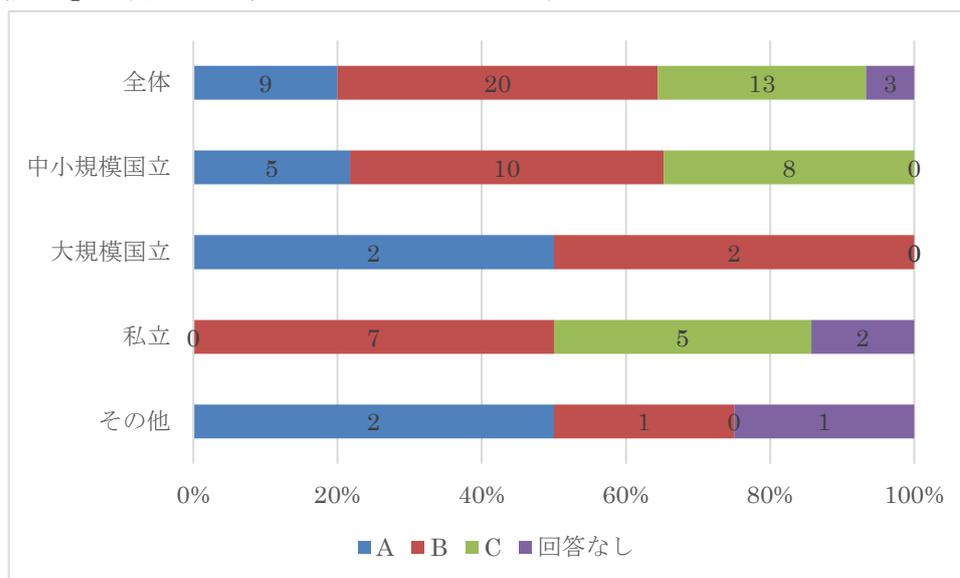
- ・共同研究の競合他社に卒業後に就職する場合の秘密保持
- ・雇用をしたからといって、学生が秘密保持を遵守するとは限らないためアルバイト感覚で参加してれば、遵守できない学生も居るはず。
- ・学生の秘密保持意識を向上させるための施策が必要
- ・小規模の共同研究では人件費が捻出できず学生を雇用することが困難。雇用契約で縛っても情報漏えいの危険性はある。
- ・雇用関係はあくまでも共同研究に限ったものであるため。

<その他>

- ・社会人経験のない学生に守秘義務を実感させることは難しいと考えております。それが「雇用」という建前をとっても学生が感覚的に「アルバイト」という認識だったら、決定打とは言えないと考えます。

【5】「大学がリスクマネジメント体制を整備することにより、共同研究費増や共同研究の大型化につながる」との意見が、産業界を中心にあります。それについて伺います。

【質問1】 上記の通り、つながると思われますか？



- A. 思う
 B. 何らかの方策によっては、つながる
 C. 思わない

A. 理由

<中小規模国立>

- ・大学の秘密情報管理に対する信頼度が上がることで、企業側から提示される技術情報も増え、共同研究の質も向上すると考えられる
- ・そのような話を企業の方から聞いたことがあります。
- ・産業界の大学に対する信頼の度合いが上がると思われるため

<大規模国立>

- ・企業側の大学信頼度が上がると思われる。
- ・リスクマネジメントシステム導入当初は、効果が見えないかもしれないが、システムが機能し始めれば、共同研究の活性化に繋がると考える。

<その他>

- ・秘密保持を担保できたら、企業側には安心感が生まれるので研究パートナーとしての信頼が深まるので、何も策を打たないよりは、共同研究の依頼は増えると考えます。
- ・秘密情報の管理に不安があると感じて共同研究を控えている企業が一定数有ると思われるので (特に大企業)。

B. 内容を具体的に

<中小規模国立>

- ・大型化の可能性はわからない。しかし、リスクマネジメント体制を整備しなければ、共同研究の実施が困難になる可能性があるのではないかと。
- ・大学が産業界の望む体制を実現する
- ・社会からの信頼を高め、産学連携の窓口を広げる一因にはなると思うが、リスクマネジメント体制の整備だけでは、一概に共同研究費の大型化にはつながらないと思う。
- ・本部や部局において各研究グループへの産学連携・研究支援体制の充実が欠かせないが、資源が不足しており困難。
- ・企業が安心できる体制を構築すれば可能性はあると思う。
- ・直接的な効果は不明。学生に守秘義務を課して完了するのではなく、当該学生の共同研究相手先企業への採用（それによって、当該共同研究はインターンシップ以上の効果をもたらす？）など、二次的効果に期待したい。特に対地域企業。

<大規模大学>

- ・間接費用を企業の負担する共同研究費に一定加算することを狭義の共同研究では原則にしているが、そうでない形で合意された共同研究は多い。また適正な費用負担であれば、それ相応の情報漏洩リスク低減等メリットを産業界も享受する。

<私立>

- ・リスクマネジメントが共同研究の唯一の障壁とは思われない
- ・企業が期待する成果や納期が明確にされるようになれば、共同研究の依頼増加を期待できるのではないかと。
- ・すべての共同研究が大型化するとは思えないが、リサーチパークのような限られた環境で厳格にリスクマネジメントを行うことができるのであれば、大規模な共同研究は可能と考える。
- ・企業にとって安心感が向上するため、一定の効果はあると思うが、研究費獲得額を増加させるには別の方面から積極的アプローチも必要
- ・より多くの企業等が安心して参画できる環境は整備されると思いますし、呼び水にもなると思いますが、最終的には研究のレベルの問題なのだと思います。
- ・今後は、大学のリスクマネジメント体制が整備されていないと、共同研究を行うことが難しくなると考える。ただし、リスクマネジメント体制が整備されているからといって、それだけで共同研究費増や大型化につながるものとは考えにくく、共同研究のテーマ設定や研究体制等、様々な要素を検討する必要があると考えるため。

<その他>

- ・必ずしもそうとはいえない、案件次第ではないかと考えます。

C. 理由

<中小規模国立>

- ・旧帝大クラスでは、そのようになる可能性はあるが、本学のような地方小規模国立大学では難しいと思う。
- ・企業側が大学という組織についてもっと理解をする必要がある
- ・大企業に対してのみの理屈で、中小企業にはあてはまらない。したがって、統計上は研究費増や大型化という事に見えるかもしれないが、1%の企業の話と思われる。
- ・中小企業との共同研究が殆どである本学では、上記ロジックは通用しない。
要素が複雑だと思われ、想定しづらい
- ・影響しているとは考えにくい
- ・体制を構築しても運用されなければ意味がなく、運用できる機関は限られている。∴運用できる人材がない→事務官は専門家ではなく、知識のある人は非常勤で数年しかいられないので。企業側にも問題がある（勝手に出願をしたり、大学の了承を得る前に出願をしてしまう。共有特許を実施していても大学に報告しない→件数が多いからめんどうだという理論）。
- ・大型化は企業の予算措置で決まるため。

<私立>

- ・一要因ではあると思うが、必ずしも大型化につながるとは思わない。
- ・企業側も大学の研究成果を規制無く持って行きたいのがホンネでは？
- ・教員・職員の連携ができない限り、共同研究費増や共同研究の大型化にはつながらないと考える。
- ・もちろんリスクマネジメント体制が必要とされるのは当然ですが、それらの不備が理由で研究が成立しない、本格化しないという具体例は聞いたことはありませんし、産業界の言い訳の一つに過ぎないのではないかというのが正直な感想です。
- ・逆に、共同研究の大型化に伴って、必要とされるリスクマネジメント体制の整備が進む（進めざるをえなくなる）のではないか。共同研究費が増加しないのは、相応の成果が期待できていない等ほかの理由が産業界にあるのではないか。

平成28年度安全保障輸出管理に関する調査票(回答用)

＜回答要領＞・・・設問1については、添付の(別紙1)の「記入要領」及び(別紙2)「記載例」を参照してご記入ください。

＜期限・提出先＞・・・**2/3(金)**までに、部局とりまとめ窓口(〇〇)宛に本調査票のみをメールにてご提出ください。

＜照会先＞・・・調査票の設問内容、安全保障輸出管理に関するご質問等がありましたら、学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理スーパーバイザー、宮林(6702) miyabayashi@aip.nagoya-u.ac.jp までご照会下さい。

○回答者の情報 (網掛け部分が、記入欄です)

所属・専攻		職名		内線	
氏名		E-mail			

○調査内容

＜設問1＞ (別紙1)「リスト規制対象貨物一覧」に掲載されたものに関する研究を下表に記載ください。

・リストにない場合は、空欄として＜設問2＞のみ回答ください。

・リストにある場合は、(別紙1)の回答要領、(別紙2)の記載例を参照し、下表にその内容について記載ください。なお、該非確認のため、研究内容のわかる資料があれば添付ください。また参照URL等があれば(※1)欄に記入ください。

・該非判断は、先生自身のご判断で結構です。[○:該当、×:非該当、△:不明]の各記号をご記入ください。

	項番	対象貨物の品目名	研究テーマ、内容、研究対象の貨物の仕様等	該非判断	添付資料等
例	2(15)	ロボット	原子力災害における救助用ロボットシステムの研究	○	
例	2(17)	炭素繊維	自動車構造用次世代炭素繊維の製造方式の研究	△	
1					
2					
3					
4					
5					

不足する場合は、行を追加ください。(2頁になっても結構です)

(※1)上記の参考となる研究概要 掲載 URL(複数でも結構です)	http://www
--------------------------------------	-------------------------------------

＜設問2＞ 安全保障輸出管理に関する意識等に関する設問

	設問	回答(いずれかにチェックください)
Q1	平成27年度版安全保障輸出管理に関するe-Learningを受講した http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/e-learning/index.html	<input type="checkbox"/> (はい) <input type="checkbox"/> いいえ
Q2	2012年以降に研究機材、試料等を海外に発送や持ち出したことがある	<input type="checkbox"/> (はい) <input type="checkbox"/> いいえ
Q3	輸出管理に関する電子申請手続きを行ったことがある	<input type="checkbox"/> (はい) <input type="checkbox"/> いいえ
Q4	2012年以降に留学生や外国人研究者を受入れたことがある	<input type="checkbox"/> (はい) <input type="checkbox"/> いいえ

ご協力ありがとうございました。

産学連携における秘密情報管理ポリシー

「平成29年1月6日役員会決定」

1. 目的

改正不正競争防止法（平成27年法律第47号）の施行により、大学における営業秘密に関する一定の侵害行為に対して、教職員等の個人に加え法人も刑事罰の対象となった。名古屋大学（以下「本学」という。）における研究情報の不適切な管理状況が発覚した場合に、本学全体の社会的評価に著しい影響が生じるものと予想される。

そのため、産学連携活動で本学が取得した企業等の重要な知見である秘密情報（以下「秘密情報」という。）を管理することで、作為・無作為にかかわらず、漏えいする場合の法令違反や就業規則違反から、教職員や学生等を守ることが必要となる。

これらから、本学の公益性や教育・研究に与える効果等を踏まえつつ、企業等が安心して重要な知見を提供し、研究者が共同研究等でベストな成果を出せるよう、秘密情報の組織的管理を実施し、産学連携活動をより一層推進して社会貢献を果たすため、秘密情報の管理に関する基本的な考え方を示すものとして、産学連携に関する秘密情報管理ポリシーをここに定める。

2. 用語の定義

本ポリシーにおいて、次の用語の意義は、以下に定めるところとする。

- ① 「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいう。（不正競争防止法第2条第6項）
- ② 「漏えい」とは、外部に漏れないように秘匿していた情報が故意又は過失により外部に漏れることをいう。
- ③ 「共同研究等」とは、秘密情報の取得を伴う共同研究、受託研究及び共同研究をいう。ただし、大学・公的機関のみとの共同研究等は含まない。

3. 対象者と対象範囲

（1）本ポリシーの対象者は、教職員等及び学生である。教職員等とは、本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者及び本学から職名等を付与された者とし、別途、産学連携における秘密情報管理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める。

学生とは、共同研究等に参画し、秘密情報を入手し、又は、入手する予定のある学生（成年に限る。）をいう。

（2）本ポリシーにおいて対象範囲は、次に定めるところとする。ただし、臨床研究等に係る個人情報を含む秘密情報は、本ポリシーの対象範囲から除く。

- ① 共同研究等で相手先から取得した秘密情報
- ② 共同研究等において締結した共同研究契約書（「秘密」として取り扱うこととしたものに限る。）
- ③ 共同研究等で創出したもので、相手先から取得した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ

（3）本ポリシーにおいては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求への対応に留意し、適切に実施する。

4. 基本原則

本ポリシーを遂行するために必要な事項をガイドラインで定め、具体的な管理方法については「産学連携における秘密情報管理運用マニュアル」に定める。

本学は、本学独自の研究成果は基本的に公表することが前提であることを念頭に置き、過度の研究情報の秘密管理によって本学本来のミッションを損なうことがないように配慮しつつ、「3. 対象者と対象範囲」に記載の秘密情報に限定し、管理する。

また、秘密情報の管理方法は、教職員等が秘密情報を特定し、ガイドラインに基づき、情報の重要度や管理負担を考慮して等級ごとに管理する等級管理を基本原則とする。

学生を産学官連携活動へ関与させる場合には、学生が教育を受ける権利を有し、研究成果を公表し、就職活動が想定される存在であることを十分に考慮し、学生の自主的意思を尊重し、過度な責任を生じさせないように留意する。

5. 秘密情報の管理

秘密情報を適切に管理するため、秘密情報の等級及び等級に応じた管理方法は、ガイドラインにおいて別に定める。

6. 管理体制

(1) 最高責任者

秘密情報の管理における重要事項の最終的な決定を行うため、本学に秘密情報管理の最高責任者を置き、総長をもって充てる。

(2) 秘密情報統括責任者

秘密情報の管理を統括するため、秘密情報統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、国際的な産学連携又は国際的な学术交流分野を担当する理事又は副総長のうちから総長が任命する。

(3) 秘密情報管理委員会

秘密情報管理の重要事項の審議を行うため、本学に、秘密情報管理委員会を置く。委員長は、リスク管理を担当する理事又は副総長のうちから総長が任命する。

(4) 秘密情報業務責任者

秘密情報を管理するため、秘密情報業務責任者を置き、統括責任者が指名する。秘密情報業務責任者は、統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務及び秘密情報管理遂行上における教職員等からの相談への対応業務等を行う。

(5) 秘密情報管理責任者

教職員等から届出のあった秘密情報を管理するため、秘密情報を扱う部局に秘密情報管理責任者を置く。秘密情報管理責任者は、本学の各研究室又は研究グループの責任者（教授又は准教授等）を充て、部局の長の指名により決定する。

7. 法令の遵守

本学は、不正競争防止法を遵守し、専門家への相談体制を整備し、産学連携活動の推進に努めるとともに秘密情報侵害に係わる紛争を未然に防止するものとする。

8. 罰則等

故意又は重大な過失により秘密情報を漏えいした者その他関係する者は、就業規則等による処罰の対象とする。

9. 改廃

本ポリシーの改廃は、役員会において行うものとする。

以上

産学連携における秘密情報管理ガイドライン

「平成29年1月6日役員会決定」

(目的)

第1条

本ガイドラインは、産学連携における秘密情報管理ポリシー（以下「ポリシー」という。）を遂行するために必要な事項を定め、産学連携における秘密情報（以下「秘密情報」という。）の適正な管理及び活用を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第2条

ポリシー及び本ガイドラインの対象者は、教職員等及び学生とする。教職員等とは、名古屋大学（以下「本学」という。）の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者及び本学から職名等を付与された者をいう。ここで、本学から職名等を付与された者とは、秘密保持に関する契約を締結した客員教員等をいう。

2 本ガイドラインは、ポリシー「3. 対象者と対象範囲」に記載の秘密情報を対象とする。

(秘密情報の形態)

第3条

秘密情報の形態は、次の各号のとおりとする。

- 一 秘密情報である旨の表示がなされている書類や電子データを格納した電子媒体に記録された情報（特許出願前の実験データ、新たな発見に係る事象の情報、顧客データ、企業の開発計画書等）
- 二 口頭又は視覚的方法により開示され、かつ、書面等により開示に際し秘密情報である指定がされた情報

(秘密情報の等級と指定基準)

第4条

秘密情報を管理するために、次の各号の等級を設け、本学及び秘密情報の開示元機関（以下「企業等」という。）との間で営業秘密として扱うことに合意した秘密情報については、第1号（レベル3）又は第2号（レベル2）に該当するものとして、管理を行う。

一 レベル3

他に漏らすことにより本学若しくは企業等が極めて重大な損失若しくは不利益を受け、又はそのおそれがある秘密情報等であり、極めて厳格な管理を必要とするもの

二 レベル2

レベル3ではないが、これを他に漏らすことで本学若しくは企業等が重大な損失若しくは不利益を受け、又はそのおそれがある秘密情報等

三 レベル1

レベル3及びレベル2ではないが、漏えい等の事象が本学若しくは企業等に影響を及ぼすものであり、企業等との間で善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課された情報

2 等級ごとの秘密情報の指定基準は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、これによらない等級指定もできることとする。

一 レベル3

企業の株価等当該企業等の価値に著しく影響し、漏えいにより企業等が極めて重大な損失又は不利益を受けるものとして企業等から指定を受け、極めて厳格な管理を必要とするもの

二 レベル2

ア. 企業等から受領した秘密情報で当該企業等から特定の制限が課されたもの（「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課された秘密情報）

イ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得したアの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの（「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密等に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課されたノウハウ）

三 レベル1

企業等から善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課されたもので次の情報のいずれかに該当するもの（前2号に該当するものを除く。）

ア. 企業等から受領した秘密情報（「秘密」である旨の表示が示された秘密情報）

イ. 共同研究契約等の契約書（「秘密」として取り扱うこととしたもの）

ウ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得した前号アの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ

（秘密情報の等級の指定）

第5条

前条で定める秘密情報の等級の指定については、次の各号の方法による。ただし、他機関から異動してきた教職員等が保有する秘密情報については、別途協議するものとする。

一 教職員等による指定と届出

イ 教職員等は、企業等から取得する秘密情報を、運用マニュアルの秘密情報の等級指定のフローチャートに基づき、等級分けを行うものとする。

ロ 教職員等は、レベル1と判断した秘密情報を取得等した場合には、秘密情報として特定するとともに、前条に定める秘密情報の等級（レベル1）を指定し、秘密情報管理責任者へ報告する。

ハ 教職員等は、レベル2又はレベル3と判断した秘密情報を取得した場合には、秘密情報管理責任者に届出を行う。届出を受けた秘密情報管理責任者は、レベル1又はレベル2と判断した秘密情報については、前条に定める秘密情報の等級（レベル1又はレベル2）を指定し、又はレベル3と判断した秘密情報については秘密情報統括責任者（以下「統括責任者」という。）に届出を行う。届出を受けた統括責任者は、前条に定める秘密情報の等級（レベル1、レベル2又はレベル3）を指定する。

ニ 教職員等は、秘密情報について、日時の経過等により秘密性が低くなり、若しくは秘密性がなくなった場合又は秘密情報の管理レベルの変更が必要な場合においては、その都度、イ、ロ及びハの手続きに準じて、前条に定める秘密情報の等級の変更又は指定の解除を行うものとする。

ホ 教職員等は、秘密情報の開示を行う企業等が正当な権限を有しないとき又は正当な権限を

有するか否かにつき疑義のあるときには、当該情報の開示を受けず、疑義がある旨を秘密情報管理責任者に届け出るものとする。

2 本ガイドラインに定めるもののほか、等級の指定については、産学連携における秘密情報管理運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）において、別途定める。

（秘密情報の管理）

第6条

教職員等及び秘密情報管理責任者は、秘密情報の物理的・技術的管理を行う。この場合において、秘密情報の管理については、本ガイドラインに定めるもののほか、運用マニュアルにおいて、別途定める。

2 秘密情報管理責任者へ届出があった秘密情報については、別途定める監査において、その管理状況を確認するものとする。

（秘密保持義務）

第7条

教職員等は、名古屋大学職員就業規則第28条（遵守事項）第3号（職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないこと）により、通常の守秘義務を負うものとする。

（学生及び共同研究員）

第8条

教職員等は、学生を共同研究等に関与させる場合、運用マニュアルに定めるインフォームド・コンセントを行ったうえで、学生の自主的意思を尊重する。

2 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係が無い学生を共同研究等に関与させる場合、共同研究の相手機関から要求があれば、共同研究等を開始する前に、当該学生に対して、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した「同意書」に署名させることができる。

3 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生に対して、大学との契約等により守秘義務を負わせるものとする。

4 教職員等は、卒業し、修了し、又は退学する学生に対しては、秘密情報の保護の法的仕組み及び実際の運用等並びに共同研究等に従事した際に負っている守秘義務内容を確認させる。また、学生が取得した秘密情報は、全て教職員等へ移管させるものとする。

5 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がない学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の秘密情報のうち研究のための必要最小限な情報に限るものとする。

6 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の全てとし、レベル2以上は原則認めない。

7 共同研究員を受け入れる場合、必要に応じ、秘密情報管理責任者は、当該共同研究員に対して、共同研究等を開始する前に、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した同意書に署名させることができる。

（教職員等の異動）

第9条

退職、異動等により身分を失った教職員等は、在職中に知り得た秘密情報を統括責任者の許可

なく開示し、持ち出し、及び使用してはならない。

2 秘密情報管理責任者は、退職、異動等により身分を失った教職員等が在職中に知り得た秘密情報を特定し、当該アクセス権者が負う秘密保持義務等の内容を確認するものとする。

3 秘密情報管理責任者は、退職、異動等により身分を失った教職員等については、秘密情報資料及び秘密情報を含む電子化情報その他の自己の保管する秘密情報資料を全て大学に返還させるものとする。ただし、統括責任者の許可がある場合は、この限りでない。

4 教職員等が退職、異動等により身分を失うときには、当該教職員等と秘密情報を共有する外部機関から要望があった場合その他必要に応じて、秘密保持の誓約書を提出させるものとする。

(秘密情報管理委員会)

第10条

秘密情報の管理に関する重要事項の審議を行うため、秘密情報管理委員会を置き、秘密情報委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 運用マニュアルの改廃の審議に関する事項
- 二 秘密情報の管理についての教育及び監査の実施に関する事項
- 三 その他秘密情報の管理についての重要事項

2 秘密情報統括責任者は、秘密情報管理委員会発足前に、運用マニュアルの暫定版を定めることができる。

3 秘密情報管理委員会は、各部局の長又は部局長が指定する者を委員とする。

第11条（罰則等）

教職員等が故意又は重大な過失により、秘密情報を漏えいした場合は、名古屋大学職員就業規則第45条から第48条までに規定する処分等を行うことができる。

2 学生が故意又は重大な過失により、秘密情報を漏えいした場合は、名古屋大学学生の懲戒等に関する規程に規定する処分等を行うことができる。

第11条（改廃）

本ガイドラインの改廃は、役員会において行うものとする。

以上

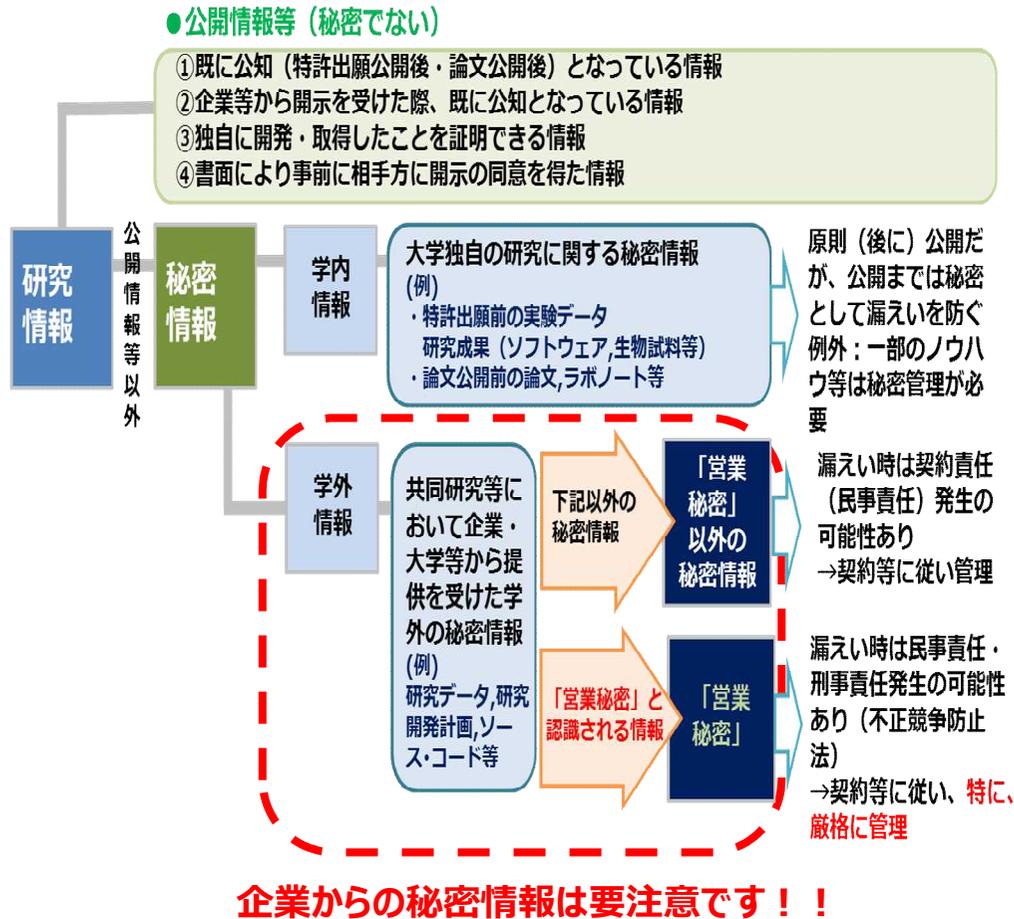
産学連携における

秘密情報管理のe-learning

内容

- **大学における秘密情報管理**
- **秘密情報の中で営業秘密とは？**
- **秘密情報の流出の事例**
- **流出した場合、民事・刑事訴訟の可能性も**
- **企業から入手する秘密情報の例**
- **秘密情報等の技術流出防止のために**
- **名古屋大学の産学連携における秘密情報管理ポリシー**
- **名古屋大学の秘密情報管理に関する管理体制と役割**
- **名古屋大学の産学連携における秘密情報管理ガイドライン**
- **秘密情報管理業務のフローチャート**
- **秘密情報等級指定のフローチャート**
- **学生へのインフォームド・コンセントのフローチャート**
- **名古屋大学の産学連携における秘密情報管理運用マニュアル**
- **秘密情報管理のワンストップ相談窓口**

大学における秘密情報管理



こんな時に、秘密情報管理に注意必要

- 企業との打合せ等で秘密情報を受領、秘密保持契約締結する場合。
- 企業との共同研究を実施する際、企業側の研究データ・研究開発計画等の情報を受け取る場合。
- 企業との共同研究に 学生を参加させる場合

◆ 秘密漏えいが起きると…

- ・ 共同研究先から訴訟を起こされる可能性も
- ・ 社会的バッシングや信用失墜



共同研究パートナー等から信頼を失う
→ 今後の共同研究等に大きな支障

秘密情報の中で「営業秘密とは？」

営業秘密とは、公知になっておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を備え、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報、及び経営情報を言います。以下に、不正競争防止法で定義される3要件を示します。

秘密管理性：当該情報にアクセスできるものが制限されている、アクセスしたものに秘密であることを認識できるようにされていること。

- (例)
- ・秘密である旨の表示がなされている書類や電子データを格納した電子媒体に記録された情報
 - ・口頭又は視覚的方法により開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示された情報

有用性：客観的にみて、生産，販売，研究開発に役立つなど事業活動にとって有用であること

- (注意) 直接事業活動に使用・利用されている情報に限らず、間接的な価値がある場合も含まれます
- (例) 特許出願前の実験データ、新たな発見に係る事象の情報、個人情報、顧客データ、企業の開発計画書など

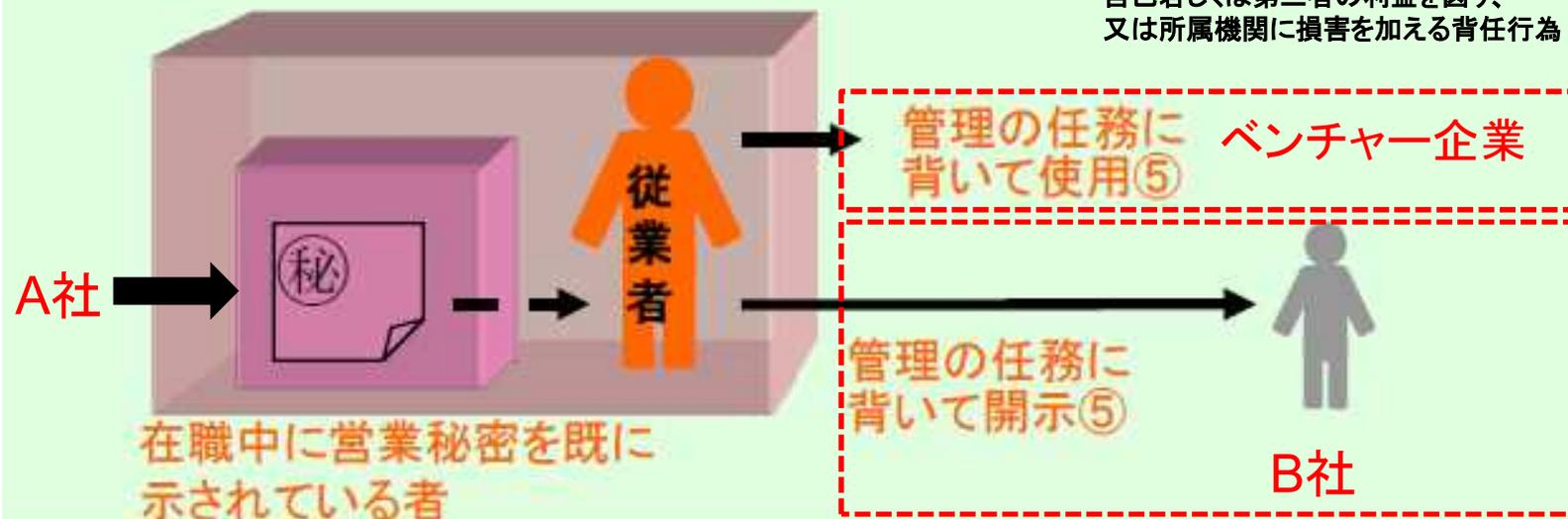
非公知性：当該情報が刊行物に記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般的に知られておらず、又は容易に知ることができないこと

- (注意) 発明の新規性の判断における「公然知られた発明」（特許法29条）の解釈と一致するわけではありません。

○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン

(5号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、[※] 図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為

※) 図利加害とは
自己若しくは第三者の利益を図り、
又は所属機関に損害を加える背任行為



出展：経済産業省知的財産政策室_不正競争防止法2015

秘密情報流出で刑事、民事の訴訟の可能性も？

(参考) 営業秘密保護法制に関する各国比較

:改正後

		日本 (不正競争防止法)	米国 (経済スパイ法)	韓国 (不競法、産業技術流出防止法)	ドイツ (不正競争防止法)
刑罰範囲	処罰対象行為	取得・使用・開示 (二次取得者まで) → 制限撤廃	取得・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)
	海外での行為の処罰	・日本企業の営業秘密の海外での使用・開示 → 海外での窃取行為(取得)の追加	・米国企業の営業秘密の海外での取得・開示	・韓国企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示	・ドイツ企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示
	犯罪成立時期	既遂のみ → 未遂の追加	共謀・未遂 共謀者のうちの1人以上が目的達成のための何らかの行為をなす必要	陰謀・予備・未遂	共謀・未遂
刑事 法定刑	自然人 :個人	10年、1000万円以下 → 懲役:変更なし 罰金:2000万円以下 海外重罰:3000万円 犯罪収益没収	10年、罰金の上限なし(※) ・外国政府・機関のための取得は、15年、500万ドル以下 ・犯罪収益没収 ※量刑ガイドライン上、25万ドル以下又は価値の2倍、のいずれか大きい額	5年、5000万ウォン(約500万円)以下 ・違反行為による利得額の10倍に相当する額が5000万ウォンを超える場合は、不当利益額の2~10倍以下。 ・国外使用目的の漏えい10年、1億ウォン(違反行為による利得額の10倍に相当する額が1億ウォンを超える場合は、不当利益額の2~10倍)以下	3年以下(罰金は上限なし) 以下の重大な事例は5年以下 ①職業上行う場合 ②開示の場合にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③使用を自らが外国で行う場合
	法人	3億円以下 → 5億円以下 海外重罰:10億円 犯罪収益没収	500万ドル(約5億円)以下 外国政府・機関が関与する場合は、1000万ドル又は価値の3倍以下	個人と同様	100万ユーロ(約1.3億円)以下
犯罪収益の没収		制度なし → 創設(再掲)	○ (個人・法人とも)	×	○ (個人・法人とも)
告訴の必要性		必要(親告罪) → 不要(非親告罪)	不要	不要	不要 [特別の公共の利益がある場合]
民事	営業秘密侵害物品の輸入禁止	制度なし → 創設	○	○	制度なし
	立証責任/証拠収集	制度なし → 立証責任の転換	ディスカバリ	—	査察命令

企業から入手する秘密情報の例

営業秘密に該当する可能性がある情報

企業側からの情報

「自社の強みとなる知的資産」	「自社の強みとなる情報資産」
<p>個性的な製品等を完成させるための、技術／ノウハウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造プロセス・段取りに関する情報 ・ 研究開発情報（技術開発・試験記録etc） ・ 製品仕様書（構造・成分内訳・規格書etc） ・ 独自開発の技術情報 ・ 工場設備情報・レイアウト情報 ・ 製造協力先・下請け事業者の情報
<p>品質や中長期的な安定的存在感、中長期的な取引関係等に基づく信頼に裏打ちされた製品等／事業者のブランド力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有力販売先情報 ・ 市場動向・トレンド（分析）情報 ・ 営業日誌（訪問履歴・報告等） ・ 製品・商品・サービスに対する利益額（率） ・ 仕入れ先・販売先・品目・数量・価格情報etc ・ 販売協力先（代理店・FC等）情報 ・ 競合先（分析）情報（動向・販売価格etc） ・ セールス資料（見積書・プレゼン資料etc）
<p>顧客のニーズにかなった製品等を提供する営業力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客との打合せ資料 ・ 顧客から受け取る各種資料および情報 ・ 顧客との各種契約情報および契約内容 ・ 顧客企業（個人）情報リスト、担当者情報 ・ 顧客からのクレーム資料 ・ 顧客別にヒモ付いた製品・商品・サービス販売（提供）情報および履歴 ・ 顧客の経営計画情報etc
<p>高い技術を有する従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者教育・育成に関する情報（研修プログラム・資料etc）

「秘密情報」等の技術流出防止のために

名古屋大学は、文部科学省のリスクマネジメントモデル事業に採択され、以下のマネジメント体制・システムを構築しました。

◆ 産学連携における秘密情報管理マネジメントシステムの確立

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① ポリシー、ガイドライン | を制定 |
| ② 秘密情報の等級分けのプロセス | を確立 |
| ③ リスクに応じた等級管理方法 | を確立 |
| ④ 学生へのインフォームド要件 | を策定 |
| インフォームド・コンセントのプロセス | を確立 |
| ⑤ 全学の秘密情報管理体制 | を構築 |

◆ 秘密情報管理体制を実効的なものにするため、**ワンストップ相談窓口設置**

◆ 秘密情報管理の強化へ向け、**情報セキュリティ体制と協働**

◆ 研究者・事務職員等へ、**認識の向上の啓発活動の説明会開催**

◆ リスクマネジメント人材の育成に向け学内外で、**研究会開催**

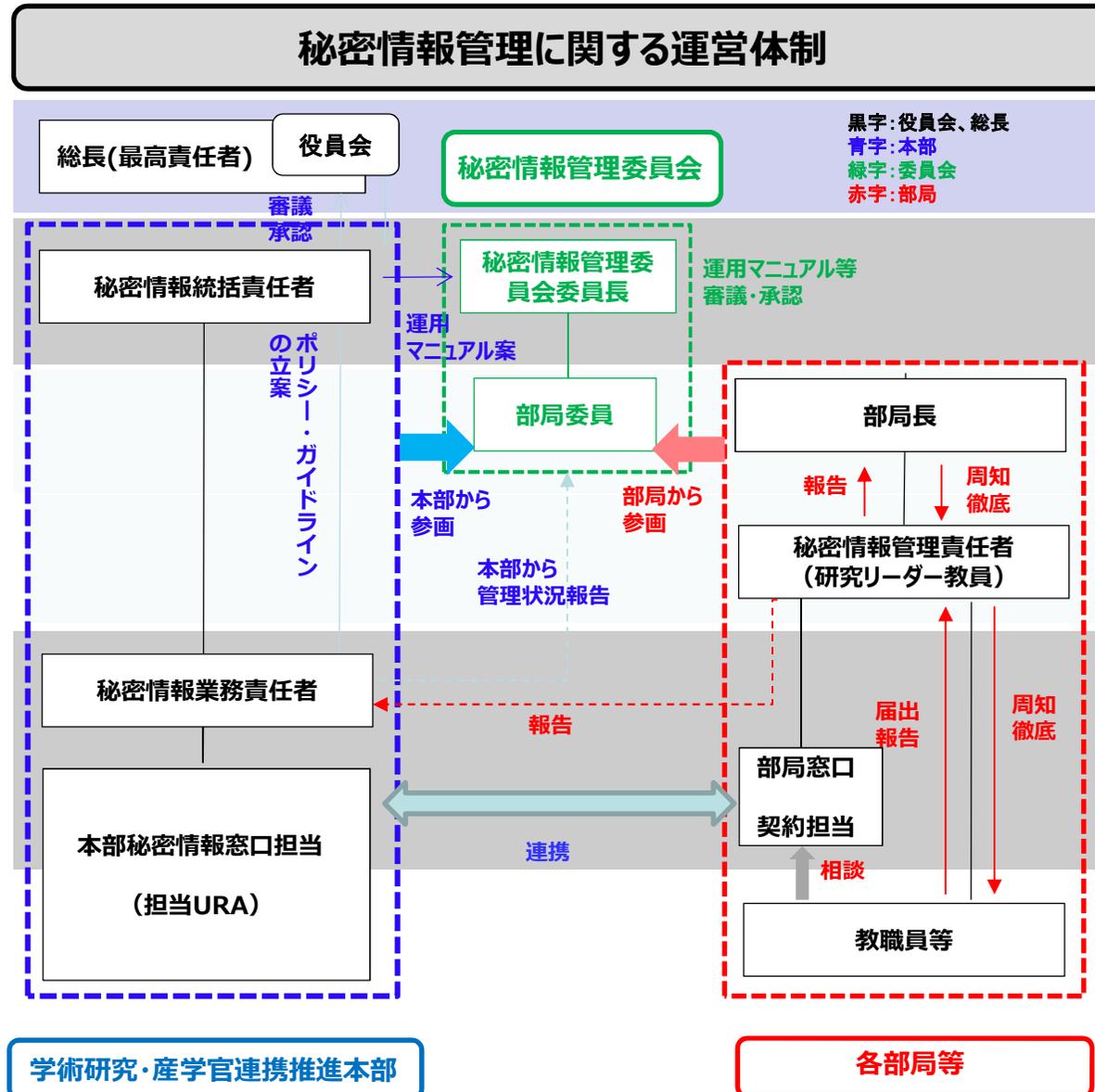
◆ 情報共有・事例蓄積 → **啓発ツール作製 (e-learning)**

◆ NU MIRAI・部局・経営層と情報共有 → **総長・経営層へのトップマネジメントへ**

名古屋大学の産学連携における秘密情報管理ポリシー

<p>目的</p>	<p>改正不正競争防止法(平成27年度法律第47号)の施行により、大学における営業秘密に関する一定の侵害行為に対して、教職員等の個人に加え法人も刑事罰の対象となった。名古屋大学(以下「本学」という。)における研究情報の不適切な管理状況が発覚した場合に、本学全体の社会的評価に著しい影響が出ると予測される。</p> <p>そのため、産学連携活動で本学が取得した企業等の重要な知見である秘密情報(以下「秘密情報」という。)を管理することで、作為・無作為にかかわらず、漏えいする場合の法令違反や就業規則違反から、教職員や学生等を守ることが必要となる。</p> <p>これらから、本学の公益性や教育・研究に与える効果等を踏まえつつ、企業等が安心して重要な知見も提供し、研究者が共同研究等でベストな成果を出せるよう、秘密情報の組織的管理を実施し、産学連携活動をより一層推進して社会貢献を果たすため、秘密情報の管理に関する基本的な考え方を示すものとして、産学連携に関する秘密情報管理ポリシーをここに定める。</p>
<p>対象者と対象範囲</p>	<p>(1)本ポリシーの対象者は、教職員等及び学生である。教職員等とは、本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者及び本学から職名等を付与された者とし、別途、産学連携における秘密情報管理ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に定める。</p> <p>学生とは、企業との共同研究に参画し、秘密情報を入手し、又は、入手する予定のある学生(成年に限る。)をいう。</p> <p>(2)本ポリシーにおいて対象範囲は、次に定めるところとする。ただし、臨床研究等に係る個人情報を含む秘密情報は、本ポリシーの対象範囲から除く。大学・公的機関のみとの共同研究等は対象には含めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共同研究等(共同研究を前提とした秘密保持契約を含む)で相手先から取得した秘密情報 ② 共同研究等において締結した共同研究契約書(「秘密」として取り扱うこととしたものに限る。) ③ 共同研究等で創出したもので、企業から取得した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ <p>(3)本ポリシーにおいては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求への対応に留意し、適切に実施する。</p>

名古屋大学の秘密情報管理に関する管理体制と役割について



管理委員会

- 運用マニュアルと各種運用ルール審議・策定
- 本部から、各部局の管理状況の報告を受ける

各部局等

- 各部局での秘密管理運用ルールの策定
- 秘密情報の指定と管理(レベル1、レベル2)
- 秘密情報管理の周知徹底

学術研究・産学官連携推進本部

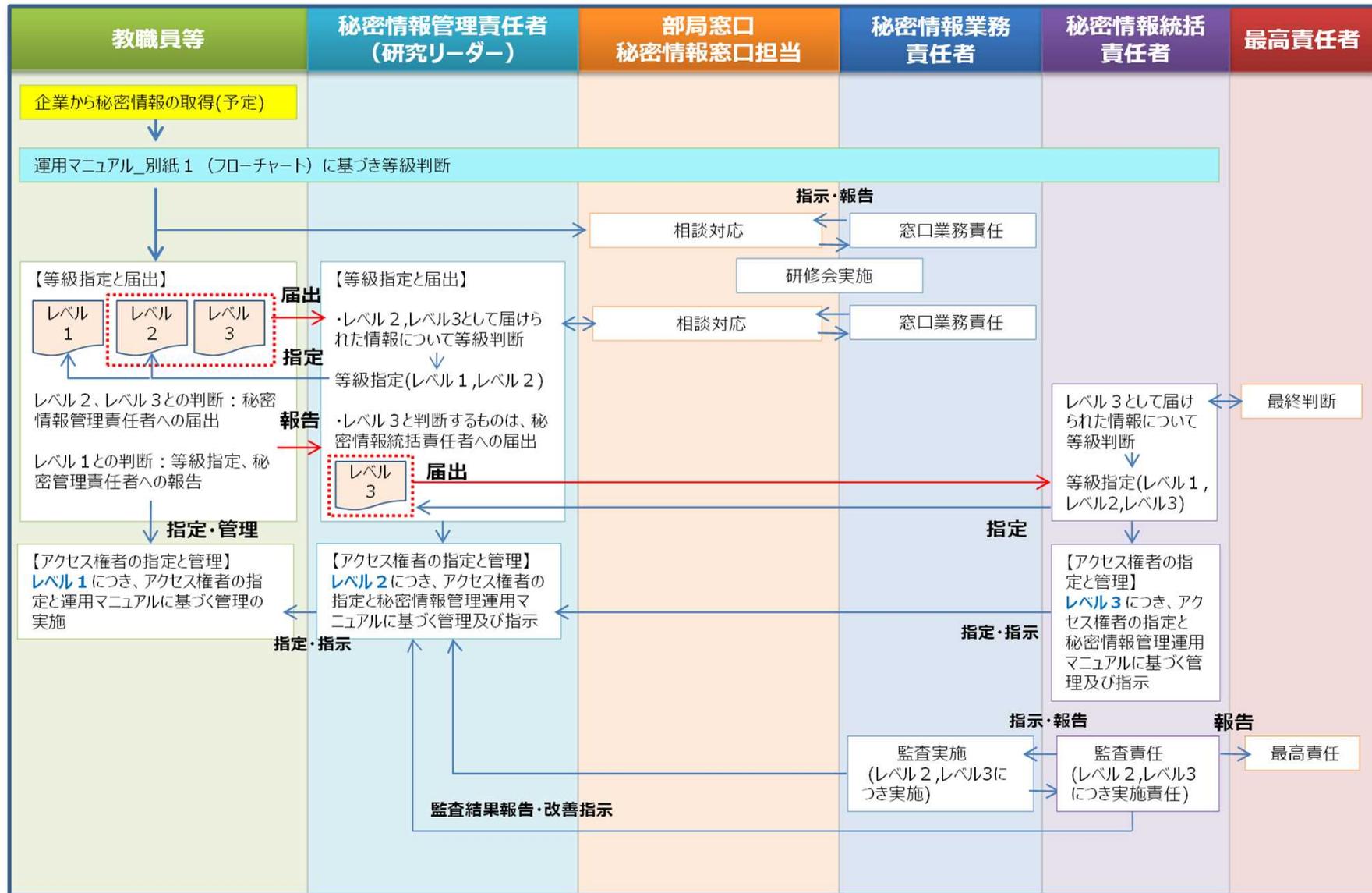
- 秘密情報管理ポリシー、ガイドライン等の策定
- 秘密情報管理業務の統括
- 秘密情報管理の相談対応
- 秘密情報の指定と管理(レベル3)
- 監査実施
- 普及・啓発活動

名古屋大学の産学連携における秘密情報管理ガイドライン

秘密情報の等級	<p>秘密情報を管理するために、次の等級を設け、本学及び秘密情報の開示元機関との間で営業秘密として扱うことに合意した秘密情報については、レベル3又はレベル2に該当するものとして、管理を行う。 等級ごとの秘密情報の指定基準は、原則として次のとおりとする。ただし、これによらない等級指定もできることとする。</p>	
	レベル3	<p>企業の株価等当該企業等の価値に著しく影響し、漏えいにより企業等が極めて重大な損失又は不利益を受けるものとして企業等から指定を受け、極めて厳格な管理を必要とするもの</p>
	レベル2	<p>ア. 企業等から受領した秘密情報で当該企業等から特定の制限が課されたもの (「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課された秘密情報) イ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得したアの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの (「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密等に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課されたノウハウ)</p>
	レベル1	<p>企業等から善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課されたもので次の情報のいずれかに該当するもの(前2号に該当するものを除く。) ア. 企業等から受領した秘密情報(「秘密」である旨の表示が示された秘密情報) イ. 共同研究契約等の契約書(「秘密」として取り扱うこととしたもの) ウ. 共同研究等で創出したもので、企業等から取得した前号アの秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ</p>

<p>秘密情報の等級の指定</p>	<p>前条で定める秘密情報の等級の指定については、次の各号の方法による。ただし、他機関から異動してきた教職員等が保有する秘密情報については、別途協議するものとする。</p> <p>一 教職員等による指定と届出</p> <p>イ 教職員等は、企業等から取得する秘密情報を、運用マニュアルの秘密情報の等級指定のフローチャートに基づき、等級分けを行うものとする。</p> <p>ロ 教職員等は、レベル1と判断した秘密情報を取得等した場合には、秘密情報として特定するとともに、前条に定める秘密情報の等級(レベル1)を指定し、秘密情報管理責任者へ報告する。</p> <p>ハ 教職員等は、レベル2又はレベル3と判断した秘密情報を取得した場合には、秘密情報管理責任者に届出を行う。届出を受けた秘密情報管理責任者は、レベル1又はレベル2と判断した秘密情報については、前条に定める秘密情報の等級(レベル1又はレベル2)を指定し、又はレベル3と判断した秘密情報については秘密情報統括責任者(以下「統括責任者」という。)に届出を行う。届出を受けた統括責任者は、前条に定める秘密情報の等級(レベル1、レベル2又はレベル3)を指定する。</p> <p>ニ 教職員等は、秘密情報について、日時の経過等により秘密性が低くなり、若しくは秘密性がなくなった場合又は秘密情報の管理レベルの変更が必要な場合においては、その都度、イ、ロ及びハの手続きに準じて、前条に定める秘密情報の等級の変更又は指定の解除を行うものとする。</p> <p>ホ 教職員等は、秘密情報の開示を行う企業等が正当な権限を有しないとき又は正当な権限を有するか否かにつき疑義のあるときには、当該情報の開示を受けず、疑義がある旨を秘密情報管理責任者に届け出るものとする。</p> <p>2 本ガイドラインに定めるもののほか、等級の指定については、産学連携における秘密情報管理運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)において、別途定める。</p>
-------------------	--

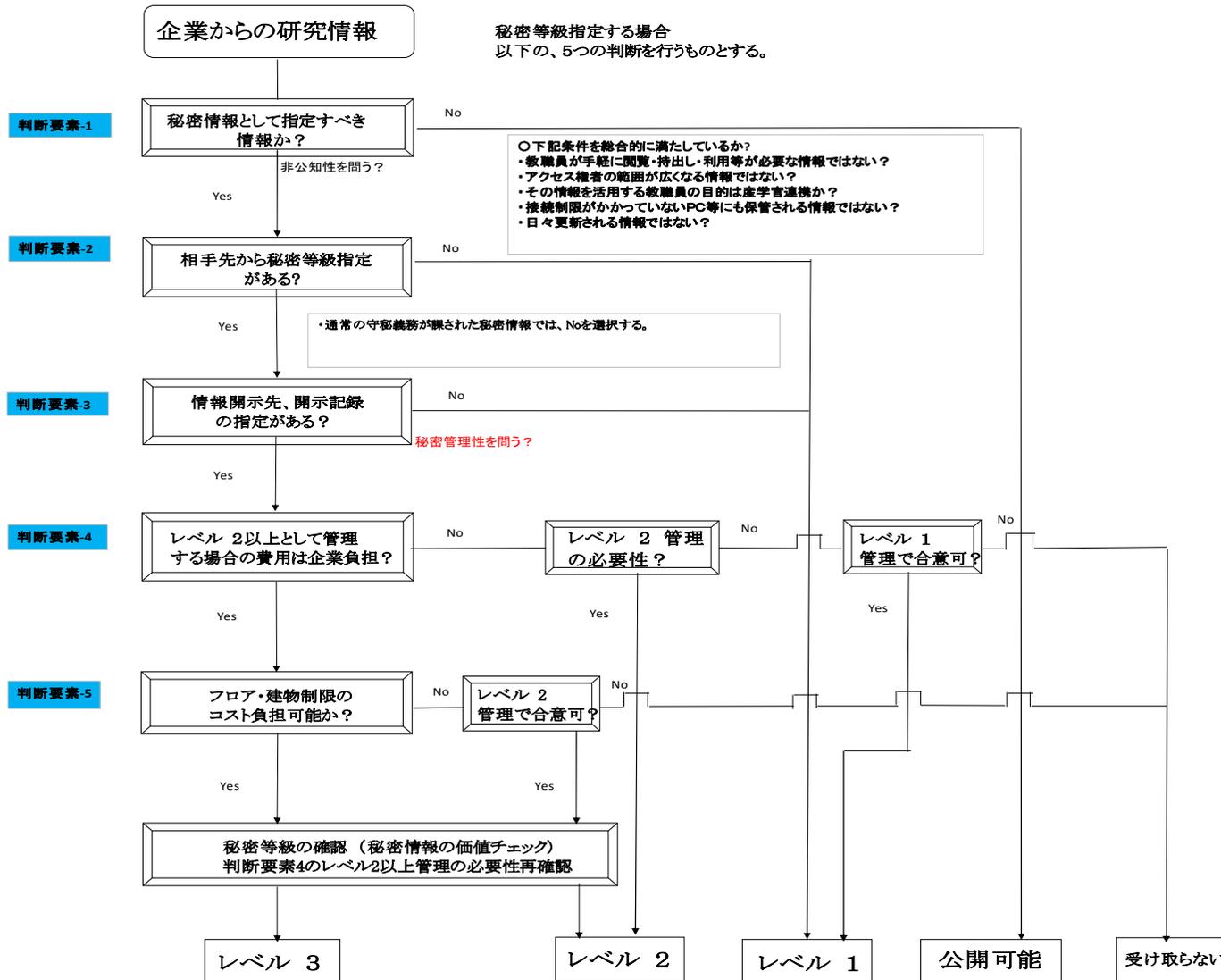
秘密情報管理業務のフローチャート



秘密情報等級指定のフローチャート（案）

2016_11_18

秘密等級指定のフローチャート

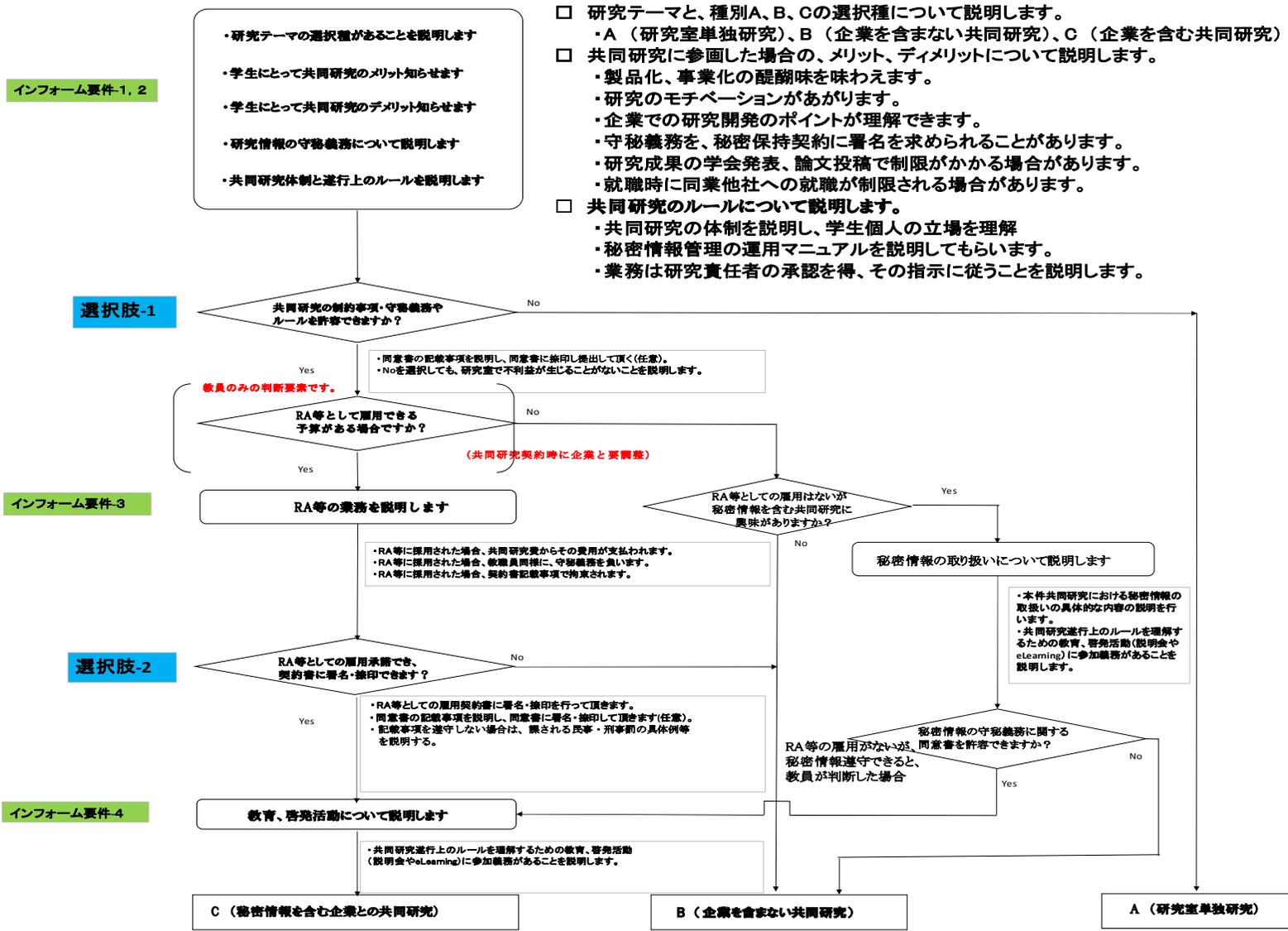


<p>学生及び共同研究員</p>	<p>教職員等は、学生を共同研究等に関与させる場合、運用マニュアルに定めるインフォームド・コンセントを行ったうえで、学生の自主的意思を尊重する。</p> <p>2 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係が無い学生を共同研究等に関与させる場合、共同研究の相手機関から要求があれば、共同研究等を開始する前に、当該学生に対して、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した「同意書」に署名させることができる。</p> <p>3 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生に対して、大学との契約等により守秘義務を負わせるものとする。</p> <p>4 教職員等は、卒業し、修了し、又は退学する学生に対しては、秘密情報の保護の法的仕組み及び実際の運用等並びに共同研究等に従事した際に負っている守秘義務内容を確認させる。また、学生が取得した秘密情報は、全て教職員等へ移管させるものとする。</p> <p>5 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がない学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の秘密情報のうち研究のための必要最小限な情報に限るものとする。</p> <p>6 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の全てとし、レベル2以上は原則認めない。</p> <p>7 共同研究員を受け入れる場合、必要に応じ、秘密情報管理責任者は、当該共同研究員に対して、共同研究等を開始する前に、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した同意書に署名させることができる。</p>
------------------	---

インフォームド・コンセントのフローチャート (案)

学生へのインフォームド・コンセントのフローチャート (要約版)

研究室配属の学生が共同研究テーマに参画する場合
以下のインフォーム要件の説明を行うものとする。



目的	本運用細則は、別途定める産学連携における秘密情報管理ガイドラインの第5条に定める 秘密情報の等級の指定 、第6条で定める 秘密情報の管理 、第7条で定める 学生へのインフォームド・コンセントを合理的に遂行するために必要な事項 を定め、産学連携における秘密情報の適正な管理および活用を図ることを目的とする。
秘密情報の指定	産学連携における秘密情報管理ガイドライン5条に定める秘密情報の等級指定については、 秘密情報管理委員会等で、秘密情報の特定、秘密等級の指定の方針や基準を決定し、それに沿って各部局で運用ルールを定め、教職員等にて秘密情報を特定、秘密等級の指定を行うものとする。 2 教職員等は、企業から入手した秘密情報を、 別紙1に定める秘密情報の等級指定のフローチャートに基づき等級分けを行うものとする。
秘密情報の等級ごとの管理	産学連携における秘密情報管理ガイドライン4条に定める秘密情報(レベル1、レベル2、レベル3)を管理するに当たり、同6条の 秘密情報の管理の具体例 を、秘密情報資料及び電子化情報の表示、アクセス制限、保管、複製、閲覧、配布、持出、廃棄の方法等として 別表1に定める。
共同研究等に学生を参画させる場合のインフォームド・コンセント	教職員等は、共同研究等に学生を参画させる場合、学生の自主的な意思を尊重し、産学連携における秘密情報管理ガイドライン7条に定める 学生へのインフォームド・コンセントを行うものとする。 一 教職員等は、 別紙2に定めるフローチャートを参考に、インフォームド・コンセントの要件を学生に説明し、学生の合意のもと共同研究等に参画させる。

区分	レベル3	レベル2	レベル1
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ●極めて重大な損失もしくは不利益を受ける秘密情報等 例) 企業の株価に影響する秘密情報、M&A、LBO 等	<ul style="list-style-type: none"> ●重大な損失もしくは不利益を受ける秘密情報等 例) 共同研究等で企業からの研究等秘密情報で相手先から制限等が課されたもの 例) 共同研究等で創出したもので、企業から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等との間で通常の秘密保持義務を課された情報等 例) 共同研究等で企業等からの研究等秘密情報 例) 共同研究契約等の契約書 例) 共同研究等で創出したもので、企業等から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ <ul style="list-style-type: none"> ●原則、学生がアクセスできる秘密情報のレベルはレベル1とする。
等級指定	<ul style="list-style-type: none"> ●届出のあった秘密情報を秘密情報統括責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する ●レベル3と判断し指定した秘密情報は原簿管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●届出のあった秘密情報を秘密情報管理責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する ●レベル2と判断し指定した秘密情報は原簿管理する ●レベル3と判断した秘密情報は秘密情報統括責任者へ届出 	<ul style="list-style-type: none"> ●取得等した秘密情報を管理する教職員が等級判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定し、秘密情報管理責任者へ報告する。 ●レベル2以上と判断した秘密情報は秘密情報管理責任者へ届出
アクセス権者	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報統括責任者が指定教職員等及び共同研究員 	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報管理責任者が指定教職員等及び共同研究員 	<ul style="list-style-type: none"> ●取得等した秘密情報を管理する教職員が指定教職員等、共同研究員及び学生
表示	<ul style="list-style-type: none"> ●企業から「機密」「Top Secret」等と表示された秘密情報をレベル3の秘密情報である旨を表示 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業から「厳秘」「Secret」等と表示された秘密情報をレベル2の秘密情報である旨を表示 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業から「秘」「Confidential」等と表示された秘密情報をレベル1である旨を表示することが好ましい
入出制限	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報資料及び電子化情報を保管する建物、もしくはフロアの入出制限する 	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の入出制限をする 	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の入出制限が好ましい
保管	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報資料（紙媒体等）は、専用の保管庫等に施錠して保管する。 ●鍵は、秘密情報統括責任者及び秘密情報統括責任者が指定する教職員等及び共同研究員が管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報資料（紙媒体等）は、他の資料と区別し保管庫等に施錠して保管する。 ●鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密情報資料（紙媒体等）は、保管庫に施錠して保管する。 ●鍵は、取得した秘密情報を管理する教職員が管理する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合には、暗号化等措置を講じた上で、ネットワークに接続されていない専用情報機器に保存、当該情報機器を入退室管理エリアに設置する。当該情報機器にはパスワードによる認証をかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合には、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合には、当該情報機器を原則として入退室管理エリアに設置する。入退室管理エリアに設置することができないときは、暗号化等措置を講じた上で情報機器に保管するか、もしくは当該情報機器にパスワードによる認証をかける。
	<ul style="list-style-type: none"> ●電子化情報を電子媒体（USB等）に保管しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合には、暗号化等の適切な措置を講じた上で、当該電子媒体にパスワードによる認証をかける。当該電子媒体を保管庫等に施錠して保管する。 ●鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合には、当該電子媒体を他の電子媒体と区別して保管庫等に施錠して保管する。 ●鍵は、取得した秘密情報を管理する教職員が管理する。

区分	レベル3	レベル2	レベル1
複製	<ul style="list-style-type: none"> 複製・印刷・撮影を行ってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 複製・印刷・撮影は、秘密情報管理責任者又は秘密情報管理責任者の許可を得たアクセス権者のみが行うことができる。 電子化情報の印刷は、原則として入退室管理エリア又は当該電子化情報の取扱者が占有する個室等に設置されたプリンタで、アクセス権者以外に読み取られないよう注意して行う。それ以外の場所に設置されたプリンタの場合には、印刷中からプリンタの前に待機し、完了後直ちに回収する。 	<ul style="list-style-type: none"> 複製・印刷・撮影は、取得した秘密情報を管理する教職員又は取得した秘密情報を管理する教職員の許可を得たアクセス権者のみが行うことができる。 複製・印刷は、アクセス権者以外に読み取られないよう完了後直ちに回収する。
閲覧	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権者以外のものに閲覧させてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権者以外のものに閲覧させてはならない。 電子化情報の画面表示は、アクセス権者以外に読み取られないよう注意して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権者以外に閲覧させてはならない。 電子化情報の画面表示は、アクセス権者以外に読み取られないよう注意して行う。
配布	<ul style="list-style-type: none"> 配布・送付をおこなってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書等への「厳秘」・「Secret」等、レベル2の秘密情報である旨を表示し、取り扱い方法についての説明等、アクセス権者以外に情報が漏えいしないよう、必要な措置を講ずる。 文書等を会議等で配布する場合は、通し番号を付し、会議後回収する。 文書等の送付は、密封の上、必要に応じ親展扱いとする。 電子化情報をアクセス権者に対してメールで送信する場合には、暗号化した上で送信する。 FAXで送信する場合は、送信先FAX機の前での待機を要請。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書等への「秘」・「Confidential」等、レベル1の秘密情報である旨の表示を行うのが好ましく、取り扱い方法についての説明、資料の回収等、情報が漏えいしないよう、必要な措置を講ずる。 電子化情報をアクセス権者に対してメールで送信する場合には、暗号化、もしくは電子媒体にパスワード設定した上で送信する。
持出	<ul style="list-style-type: none"> 保管室外に持ち出し不可。 	<ul style="list-style-type: none"> 保管室外に持ち出す場合は、秘密情報管理責任者の許可が必要。 学外に持ち出す場合には、取扱者自らが携行し、滞在先では保管庫に保管する。 電子化情報が記録された電子媒体を保管室外に持ち出す場合には、暗号化等の適切な措置を行う。 電子化情報を電子メール等で送信する場合には、暗号化等の適切な措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保管室外に持ち出す場合には、アクセス権者自らが携行し、滞在先では保管庫に保管する。 電子化情報が記録された電子媒体を保管室外に持ち出す場合には、暗号化等の適切な措置を行う。 電子化情報を電子メール等で送信する場合には、暗号化等の適切な措置を行う。
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報統括責任者の許可が必要。 統括責任者の責任の下で、第三者が残留情報を読み取ることができないように廃棄しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報管理責任者の許可が必要。 秘密情報管理責任者の責任の下で、第三者が残留情報を読み取ることができないように廃棄しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得した秘密情報を管理する教職員の責任の下、第三者が残留情報を読み取ることができないように廃棄しなければならない。

秘密情報管理のワンストップ相談窓口

秘密の取扱い等について不安があったら相談ください

名古屋大学
学術研究・産学官連携推進本部



研究者の方へ (学内専用) | 大学院生・ポスドクの方へ | 産業界・地方自治体の方へ | 学外研究者・学外関係者の方へ | 一般の方へ

研究者の方へ (学内専用) | 大学院生・ポスドクの方へ | 産業界・地方自治体の方へ | 学外研究者の方へ | 一般の方へ

ホーム | 研究者の方へ | 知的財産関係

知的財産関係

知的財産・管理画面システム	ご連絡窓口
知財・技術移転グループの紹介	名古屋大学での知的財産の取扱い
大学発ベンチャー企業への支援	特許・基礎知照
企業や大学との関係構築	他機関と共同する場合の知的財産
学生・留学生と知的財産	名古屋大学の出願特許一覧表
名古屋大学の産学連携・プログラム・データベース、ノウハウ一覧表	ポリシー、規程、契約書様式類

産学連携に係る秘密情報の取扱いについて

外部から秘密保持契約を結ぶたいといわれたとき、また外部に秘密の情報を開示するときには、秘密保持の契約を結ぶ必要があります。

1. 外部に秘密情報を開示したり、また外部から秘密情報の開示を受けるときには、秘密保持契約を結ぶ必要があります。

秘密保持契約は、本学の研究者と相手方間で締結します。この場合の署名者は、各部署が指名する者となります。
秘密保持契約の内容について、必要があれば、知財・技術移転グループで検討しますので、相談をしたい場合には、知財・技術移転グループに電話するか、又は知財・技術移転グループ代表アドレス chizai@aip.nagoya-u.ac.jp にご連絡下さい。なお、知財技術移転グループでは、秘密保持契約の雛形(標準)をご用意しております。

2. インターンシップで特に留意すべき主な点は、次のようなことです。

秘密情報の秘密保持

何が秘密情報であるかを把握する。通常の場合ですと、秘密情報にはそのことを示す表示(例えば、秘の表示)が付されています。秘密保持は、インターンシップの期間だけではなく、インターンシップ終了後〇年間(企業によって、この期間に差があります。)となっている場合が殆どであると思います。何年間守る必要があるか把握して下さい。インターンシップ終了後であっても、秘密保持義務があることに留意して下さい。
インターンシップを行う会社の業務によっては、個人情報にアクセスすることがあるかと思えます。このようなときには、より一層の慎重な取扱いが求められますので、留意して下さい。

【相談窓口】
学術研究・産学官連携推進本部
052-747 -6702

契約にも



Check test

- 産学連携における秘密情報管理の学内説明資料をお読み頂いたうえで、全ての教職員にお尋ねします。大学からの技術流出防止で秘密情報の管理が課題とされています。

問1.技術流出防止のためのリスクマネジメントで重要とされていないものはどれですか？

A : ガイドラインの制定 B : マネージメントシステムの確立 C : 最先端技術の確立

問2.不正競争防止法で定義される営業秘密の要件で適切でないのはどれですか？

A : 秘密管理性 B : 有用性 C : 高い営業利益

問3.営業秘密の取り扱いを誤ると処罰対象となります。以下で正しいのはどれですか？

A : 個人は5年以下の懲役 B : 個人は2,000万以下の罰金 C : 法人は営業停止

問4.営業秘密が漏えいすると大学にも大きな影響がでます。以下で正しくないのはどれですか？

A : 社会的バッシング B : 共同研究先から訴訟を起こされる C : 知名度が上がる

問5.営業秘密の具体例で適切でないものはどれですか？

A : 研究開発情報 B : 営業日報 C : 企業・大学等の定款

- 引き続き、産学連携の共同研究に関与されている教職員のかたに、産学連携における秘密情報管理のポリシー、ガイドライン、および運用マニュアルをお読み頂いたうえで、お尋ねします。

問6.教職員が、企業を含む共同研究にかかわる場合、秘密情報管理上適切なものはどれですか？

A : 秘密情報は一様に管理 B : 秘密情報を等級指定して管理 C : 秘密情報をできるだけ多く取得

問7.教職員が、学生を企業を含む共同研究に参画させる場合、秘密情報管理上で適切なものはどれですか？

A : 秘密情報の可視化 B : インフォームドコンセントを行う C : 学生間の情報交換を促進

問8.共同研究を実施する場合、秘密情報の物理的・技術的管理で、適切でないのはどれですか？

A : 建物やフロア制限 B : 相手先から要求なければ管理不要 C : 保管庫や保管室で保管

問9.共同研究を実施する場合、秘密情報の等級指定する場合の判断要素として、適切でないのはどれですか？

A : 取引先機関規模 B : 取得先から制限が課されているか？ C : 秘密情報の指定要件を満足

問10.1つの研究室が複数の企業と共同研究する場合、秘密情報管理上で正しくないのはどれですか？

A : 等級別に一緒に保管 B : 秘密情報入手先を分別して保管 C : 使用PC等を相手先により分ける



Check test 解答の手引き

問1 → P8 正解はCです。
「秘密情報」等の技術流出防止のために

名古屋大学は、文部科学省のリスクマネジメントモデル事業に採択され、以下のマネジメント体制・システムを構築しました。

- ◆ 産学連携における秘密情報管理マネジメントシステムの確立
 - ① ポリシー、ガイドライン を制定
 - ② 秘密情報の等級分けのプロセス を確立
 - ③ リスクに応じた等級管理方法 を確立
 - ④ 学生へのインフォームド要件 を策定
 - ⑤ インフォームド・コンセントのプロセス を確立
 - ⑥ 全学の秘密情報管理体制 を構築
- ◆ 秘密情報管理体制を実効的なものにするため、ワンストップ相談窓口設置
- ◆ 秘密情報管理の強化へ向け、情報セキュリティ体制と協働
- ◆ 研究者・事務職員等へ、認識の向上の啓発活動の説明会開催
- ◆ リスクマネジメント人材の育成に向け学内外で、研究会開催
- ◆ 情報共有・事例蓄積 → 啓発ツール作製 (e-learning)
- ◆ NU MIRAI・部局・経営層と情報共有 → 総長・経営層へのトップマネジメントへ

問3 → P6 正解はBです。
秘密情報流出で刑事、民事の訴訟の可能性も？

(参考) 営業秘密保護法制に関する各国比較

	日本 (不正競争防止法)	米開 (経済スパイ法)	韓国 (不正競争防止法)	ドイツ (不正競争防止法)
処罰対象行為	取得・使用・開示 (二次取得禁止まで) → 制限厳重	取得・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)
海外での行為の処罰	日本企業の営業秘密の海外での取得・開示 → 海外での取得行為(取得)の追及	米開企業の営業秘密の海外での取得・開示	韓国企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示	ドイツ企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示
犯罪成立時期	既遂のみ → 未遂の追加	既遂・未遂 (共謀者のうちの1人以上が目的達成のための何らかの行為を必ず必要)	既遂・予備・未遂	既遂・未遂
刑罰	個人 10年、1000万円以下 → 懲役・罰金なし 【海外犯罪】 ・罰金 3000万円以下 ・懲役 3000万円 ・犯罪収益没収	個人 10年、罰金の上限なし(※) 【外国政府・機関】からの取得は、15年、500万ドル以下 犯罪収益没収 企業犯罪が7年以上、25万ドル以下又は懲役の2倍、のいずれか大きい額	個人 6年、5000ウォン(約500万円)以下 連行行為による利益額の10倍に相当する額が5000ウォンを超える場合は、不正利益額の2~10倍以下 【海外犯罪】 ・懲役 6年、5000ウォン(約500万円)以下 ・連行行為による利益額の10倍に相当する額が1億ウォンを超える場合は、不正利益額の2~10倍以下	個人 3年以下(罰金上限なし) 以下(※)重大な事例は5年以下 ①職業上の場合 ②贈り物にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③使用を自ら外国で行う場合
犯罪収益の没収	○	○	×	○ (個人・法人とも)
告発の必要性	必要(報告書) → 不要(非報告書)	不要	不要	不要 (特別の公共の利益がある場合)
営業秘密侵害物品の輸入禁止	制度なし → 罰則	○	○	制度なし
立証責任/証拠収集	制度なし → 立証責任の転換	ディスクバリ	-	査察命令

問2 → P4 正解はCです。
秘密情報の中で「営業秘密とは？」

営業秘密とは、公知になつておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を備え、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報、及び経営情報を言います。以下に、不正競争防止法で定義される3要件を示します。

秘密管理性：当該情報にアクセスできるものが制限されている、アクセスしたものに秘密であることを認識できるようにされていること。

(例) ・秘密である旨の表示がなされている書類や電子データを格納した電子媒体に記録された情報
・口頭又は視覚的方法により開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示された情報

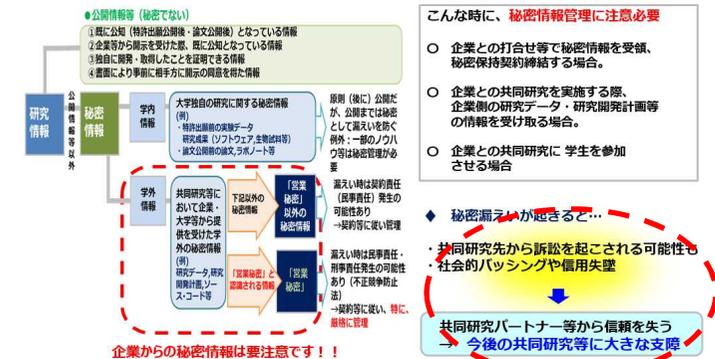
有用性：客観的にみて、生産、販売、研究開発に役立つなど事業活動にとって有用であること。

(注意) 直接事業活動に使用・利用されている情報に限らず、間接的な価値がある場合も含まれます
(例) 特許出願前の実験データ、新たな発見に係る事象の情報、個人情報、顧客データ、企業の開発計画書など

非公知性：当該情報が刊行物に記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般的に知られておらず、又は容易に知ることができないこと

(注意) 発明の新規性の判断における「公然知られた発明」(特許法29条)の解釈と一致するわけではありません。

問4 → P3 正解はCです。
大学における秘密情報管理





Check test 解答の手引き

問5 → P7 正解はCです。
企業から入手する秘密情報の例

営業秘密に該当する可能性がある情報

企業側からの情報

「自社の強みとなる知的資産」	「自社の強みとなる情報資産」
個人的な製品等を完成させるための、技術/ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> 製造プロセス・段取りに関する情報 研究開発情報（技術開発・試験記録etc） 製品仕様書（構造・成分内訳・規格書etc） 独自開発の技術情報 工場設備情報・レイアウト情報 製造協力先・下請け事業者の情報
品質や中長期的な安定的存在感、中長期的な取引関係等に基づく信頼に裏打ちされた製品等/事業者のブランド力	<ul style="list-style-type: none"> 有力販売先情報 市場動向・トレンド（分析）情報 営業日誌（訪問履歴・報告等） 製品・商品・サービスに対する利益額（率） 仕入れ先・販売先・品目・数量・価格情報etc 販売協力先（代理店・F C等）情報 競合先（分析）情報（動向・販売価格etc） セールス資料（見積書・プレゼン資料etc）
顧客のニーズにかなった製品等を提供する営業力	<ul style="list-style-type: none"> 顧客との打合せ資料 顧客から受け取る各種資料および情報 顧客との各種契約情報および契約内容 顧客企業（個人）情報リスト、担当者情報 顧客からのクレーム資料 顧客別にヒモ付いた製品・商品・サービス販売（提供）情報および履歴 顧客の経営計画情報etc
高い技術を有する従業者	<ul style="list-style-type: none"> 技術者教育・育成に関する情報（研修プログラム・資料etc）

問6 → P11 正解はBです。
名古屋大学の産学連携における秘密情報管理ガイドライン

秘密情報の等級	内容
レベル3	企業の株価等当該企業等の価値に著しく影響し、漏えいにより企業等が極めて重大な損失又は不利益を受けるとして企業等から指定を受け、極めて厳格な管理を必要とするもの
レベル2	<p>ア、企業等から受領した秘密情報で当該企業等から特定の制限が課されたもの（「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課された秘密情報）</p> <p>イ、共同研究等で創出したもので、企業等から取得したアの秘密情報を含み、内容及び漏えいを指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの（「秘密」である旨の表示が示され、かつ、営業秘密等に相当する秘密レベルを示す情報マーキング、アクセス者の具体的な限定、配布先記録等を課されたノウハウ）</p>
レベル1	<p>企業等から善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密保持義務を課されたもので次の情報のいずれかに該当するもの（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>ア、企業等から受領した秘密情報（「秘密」である旨の表示が示された秘密情報）</p> <p>イ、共同研究契約等の契約書（「秘密」として取り扱うこととしたもの）</p> <p>ウ、共同研究等で創出したもので、企業等から取得した前号アの秘密情報を含み、内容及び漏えいを指定したノウハウ</p>

問7 → P15 正解はBです。
名古屋大学の産学連携における秘密情報管理ガイドライン

<p>教職員等は、学生を共同研究等に関与させる場合、運用マニュアルに定めるインフォームド・コンセントを行ったうえで、学生の自主的意思を尊重する。</p> <p>2 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係が無い学生を共同研究等に関与させる場合、共同研究の相手機関から要求があれば、共同研究等を開始する前に、当該学生に対して、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した「同意書」に署名させることができる。</p> <p>3 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生に対して、大学の契約等により守秘義務を負わせるものとする。</p> <p>4 教職員等は、卒業し、修了し、又は退学する学生に対しては、秘密情報の保護の法的仕組み及び実際の運用等並びに共同研究等に従事した際に負っている守秘義務内容を確認させる。また、学生が取得した秘密情報は、全て教職員等へ移管させるものとする。</p> <p>5 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がない学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の秘密情報のうち研究のための必要最小限の情報に限るものとする。</p> <p>6 教職員等は、本学との間に雇用等の契約関係がある学生を共同研究等に関与させる場合、当該学生にアクセスさせることができる情報は、レベル1の全てとし、レベル2以上は原則認めない。</p> <p>7 共同研究員を受け入れる場合、必要に応じ、秘密情報管理責任者は、当該共同研究員に対して、共同研究等を開始する前に、研究成果の取扱い及び秘密情報の取扱いを記載した同意書に署名させることができる。</p>
--

問8 → P18 正解はBです。
名古屋大学の産学連携における秘密情報管理運用マニュアル

区分	レベル3	レベル2	レベル1
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> 極めて重大な損失もしくは不利益を受けるとして企業等から指定を受け、極めて厳格な管理を必要とするもの 例) 共同研究等で企業からの研究等秘密情報で相手先から制限等が課されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 重大な損失もしくは不利益を受けるとして企業等から指定を受け、厳格な管理を必要とするもの 例) 共同研究等で創出したもので、企業等から入手した秘密情報を含み、内容及び漏えいを指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との間で通常の秘密保持義務を課された情報等 例) 共同研究等で企業等からの研究等秘密情報 例) 共同研究契約等の契約書 例) 共同研究等で創出したもので、企業等から入手した秘密情報を含み、内容及び漏えいを指定したノウハウ 原則、学生がアクセスできる秘密情報のレベルはレベル1とする。
等級指定	<ul style="list-style-type: none"> 届出のあった秘密情報を秘密情報統括責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する レベル3と判断し指定した秘密情報は厳格な管理 	<ul style="list-style-type: none"> 届出のあった秘密情報を秘密情報統括責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する レベル2と判断し指定した秘密情報は厳格な管理する レベル3と判断し指定した秘密情報は秘密情報統括責任者へ届出 	<ul style="list-style-type: none"> 取得した秘密情報を管理する教職員が等級判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定し、秘密情報管理責任者へ届出する レベル2以上と判断し指定した秘密情報は秘密情報管理責任者へ届出
アクセス権者	秘密情報統括責任者が指定 教職員等及び共同研究員	秘密情報管理責任者が指定 教職員等及び共同研究員	取得した秘密情報を管理する教職員が指定 教職員等、共同研究員及び学生
表示	企業等から「Top Secret」等と表示された秘密情報をレベル3の秘密情報と見做す	企業等から「Secret」等と表示された秘密情報をレベル2の秘密情報と見做す	企業等から「Confidential」等と表示された秘密情報をレベル1の秘密情報と見做す
入出制限	秘密情報資料及び電子化情報を保管する建物、もしくはソフトウェアの入出制限する	秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の入出制限する	秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の入出制限が好ましい
保管	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報資料（紙媒体）は、他の資料と区別し、保管庫等に施錠して保管する。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 秘密情報資料（紙媒体）は、他の資料と区別し、保管庫等に施錠して保管する。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合は、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。当該情報機器にはパスワードによる認証をかける。 電子化情報を電子媒体（USB等）に保管し、他の資料と区別し、保管庫等に施錠して保管する。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報資料（紙媒体）は、他の資料と区別し、保管庫等に施錠して保管する。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合は、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。 電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合は、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。 電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合は、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報資料（紙媒体）は、他の資料と区別し、保管庫等に施錠して保管する。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 取得した秘密情報を管理する教職員が管理する。 電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合は、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合は、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。 電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合は、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入退室管理エリアに設置する。情報機器にはパスワードによる認証をかける。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。

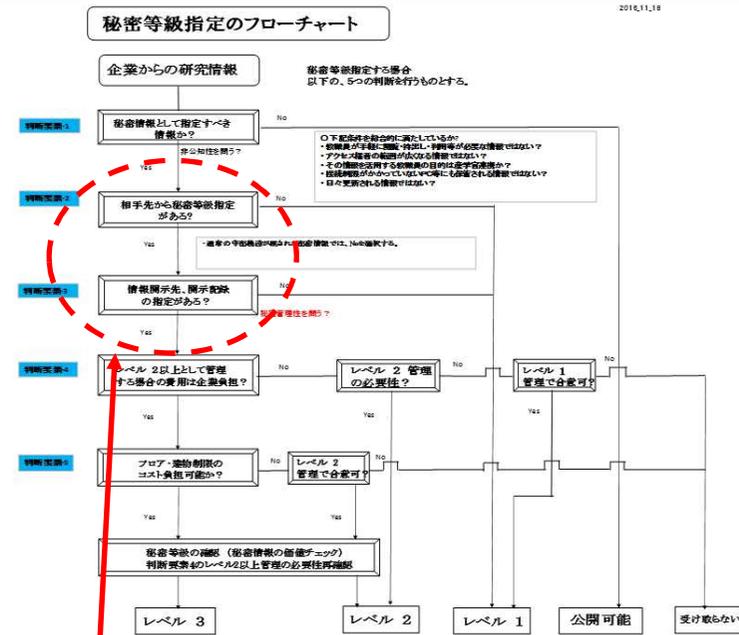


Check test 解答の手引き

問9 → P14 正解はAです。



秘密情報等級指定のフローチャート (案)



判断要素に取引先規模は関係ありません。

問10 → P17 正解はAです。



名古屋大学の産学連携における秘密情報管理運用マニュアル

別表 1

区分	レベル3	レベル2	レベル1
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> 極めて重大な損失もしくは不利益を受け得る秘密情報等 例) 企業の株価値に影響する秘密情報、M&A、LBO 等 	<ul style="list-style-type: none"> 重大な損失もしくは不利益を受け得る秘密情報等 例) 共同研究等で企業からの研究等秘密情報で相手先から制限等が課されたもの 例) 共同研究等で創出したもので、企業から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウで相手先から制限等が課されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との間で廣域の秘密保持義務を課された情報等 例) 共同研究等で企業等からの研究等秘密情報 例) 共同研究契約等の契約書 例) 共同研究等で創出したもので、企業等から入手した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ
等級指定	<ul style="list-style-type: none"> 届出のあった秘密情報を秘密情報統括責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する レベル3と判断した秘密情報は原簿管理 	<ul style="list-style-type: none"> 届出のあった秘密情報を秘密情報管理責任者が判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定する レベル2と判断した秘密情報は原簿管理する レベル3と判断した秘密情報は秘密情報統括責任者へ届出 	<ul style="list-style-type: none"> 取得等した秘密情報を管理する教職員が等級判断し指定フローチャートに基づき等級判断し指定し、秘密情報管理責任者へ報告する。 レベル2以上と判断した秘密情報は秘密情報管理責任者へ届出
アクセス権者	秘密情報統括責任者が指定 教職員等及び共同研究員	秘密情報管理責任者が指定 教職員等及び共同研究員	取得等した秘密情報を管理する教職員が指定 教職員等、共同研究員及び学生
表示	企業から「機密」「Top Secret」等と表示された秘密情報をレベル3の秘密情報である旨を表示	企業から「秘密」「Secret」等と表示された秘密情報をレベル2の秘密情報である旨を表示	企業から「機」「Confidential」等と表示された秘密情報をレベル1である旨を表示することが好ましい
入出制限	秘密情報資料及び電子化情報を保管する建簿、もしくはフロアの出入制限する	秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の出入制限する	秘密情報資料及び電子化情報を保管する部屋の出入制限が好ましい
保管	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報資料（紙媒体等）は、専用の保管庫等に施設して保管する。 鍵は、秘密情報統括責任者及び秘密情報統括責任者が指定する教職員等及び共同研究員が管理する。 電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合には、暗号化等措置を講じた上で、ネットワークに接続されている専用情報機器に保存、当該情報機器を入室管理エリアに設置する。当該情報機器にはパスワードによる認証をかける。 電子化情報を電子媒体（USB等）に保管しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報資料（紙媒体等）は、他の資料と区別し保管等に施設して保管する。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合には、暗号化等の措置を講じた上で、情報機器を入室管理エリアに設置する。 電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合には、暗号化等の適切な措置を講じた上で、当該電子媒体を保管庫等に施設して保管する。 鍵は、秘密情報管理責任者が管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報資料（紙媒体等）は、保管等に施設して保管する。 鍵は、取得した秘密情報を管理する教職員が管理する。 電子化情報を情報機器（PC等）に保管する場合には、当該情報機器を原則として入室管理エリアに設置する。 電子化情報を電子媒体（USB等）に保管する場合には、当該電子媒体を他の電子媒体と区別して保管等に施設して保管する。 鍵は、取得した秘密情報を管理する教職員が管理する。

複数の企業と共同研究する場合他の資料と区別しての管理が、秘密等級とは別に要求されます。